

統計行事

市町村

- 人口動態調査票 五日限報告
- 工業農産物其ノ二 十五日限報告
- 米第二回豫想收穫高 三日限報告
- 人口動態調査票 五日限報告
- 其ノ町村入寄留者調 五日限報告
- 園藝農産物蔬菜及花卉ノ二 十五日限報告
- 夏 蠶 十五日限報告
- 天蠶及柞蠶 十五日限報告
- 市町村出入人口及現住戸數調 二十日限報告

茨城統計(九月號目次)

- 回表紙……官幣大社 鹿島神宮
- 回口 繪……統計夏季講習會—國勢調査事務に忙殺さるゝ縣統計課—調査員の体験を語る會—各地の統計視察
- 再び選舉肅正に就て(卷頭言)……………地方農林技師 泉 茂【一】
- 農村工業の獎勵に就て……………根本 富男【七】
- ▽國勢調査の數へ歌……………
- 調査員の體驗發表會……………
- 高野廣君—前川初太郎君—福田安義君—市川和泉君—荻沼茂之助君—小沼淳一君……………
- 統計模範町村訪問記……………一 記者【五】
- メキク伸びる下妻町……………【五】
- 大自然に恵まれた麻生町……………【三】
- 實務 道場 統計調査の榮……………【二】
- ▽生れる子は男か女か……………【四】
- 統計相談所——誌上質疑……………【三】
- ▽國富及國民所得調べ……………【三】

統計調査員

- 米生産統計 (十月)
 - 基準票ノ作成 十月中旬
 - 坪刈 刈取期
 - 調査票ノ作成 收穫期
 - 果實(梨及アトウ) 末日限報告
 - 米生産統計 (十一月)
 - 調査區結果表ノ作成 末日限
 - 關係書類整理提出 末日限
- 秋季調査中
 - アワ、ヒユ、キビ、モロコシ
 - ソバ、ジャガイモ、大根、ツケナ、カブラ、ニンジン、ゴボウ、ネギ、レンコン、クワイ等
 - 十日限報告

秋の調べ

優良町村視察

本縣の人口は幾何か——面白い懸賞

- 國勢調査申告書……………【三】
- 待たるゝ十月一日……………【二】
- 國勢調査手引草——質疑解答……………【七】
- ▽國勢調査訓練會……………
- 部落懇談會を何故開催したか……………越川 保 祿【五】
- ▽西蓮寺の法會變更……………
- 選舉肅正に就て安藤知事の訓示……………根本 富男【六】
- 見たまゝ聞いたまゝ——千葉縣下視察感想……………双 葉 生【五】
- 懸命に努力せん……………
- 統計事務講習會……………
- 各地統計雜信……………
- ▽統計主任及調査員異動……………
- ▽寄贈圖書……………
- 短 歌……………丹 四 郎 選【六】
- 俳 句……………前田 猶 春 選【五】
- 川 柳……………山中 緋 郎 選【六】
- 編輯後記……………富岡 如 夢【六】
- カッ……………大關 や 滋 子



茨城統計九月號

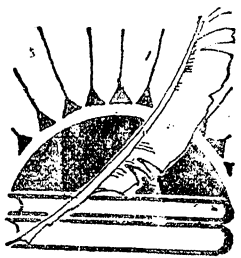
再び選舉肅正に就て

縣會議員選舉は目睫の間に迫つてゐる。我等は前號誌上において、特に國勢調査員に對し、國勢調査とこの選舉とが、偶々時を同うして行はるゝを以て、一層戒心して萬遺憾なきを期せらるゝやう注意を促すところあつた。

顧るに我國憲政布かれて既に五十年、あらゆる方面に著るしき進歩發達を告げ、科學の方面においても、産業の方面においても、その他文學に、美術に、工藝に、嶄然頭角を見はし、歐米諸國に勝るとも決して遜色がない。然るに唯一つ選舉の事のみは、十年一日の如しといふよりは寧ろ年毎に益々退歩の傾向を示し、醜惡聞くに堪へざるものすらあり、今にして之を救はなかつたならば、或ひは憲政の發達を阻むに至るやも計り難く、由々敷き問題として憂慮すること久しく、遂に選舉肅正運動となつて現はれた次第である。見よ今や縣議選舉を目前に、縣下官民總動員の形となつて、選舉戦線以上に世の注目を惹いてゐるではないか。

この現象を喜ぶべしとなすか、否、否、否、我等は最も悲むべき一事として、能ふべくんば、今度限りに斯る運動はその必要なきものとして返上してしまへたいのである。一体、選舉なるものは、自分が適材なりと認める候補者に、自分の持てる貴い一票を投ずればそれでいゝのだ、極めて簡單明瞭、そこに蟠りなどあるべき筈のものでない。後藤内相の訓示の如く、國民自ら戒めて法に觸るゝもの一人もなからしめたならば肅正の目的は達せられたわけである、文明國に似氣なき斯る運動は直ちに其跡を絶つてあらう。否、直ちにそのあとを絶たしめたいのである。

縣下四千の統計調査員諸君！何事にもの先きに立つ諸君である。範を郷黨に垂るゝ諸君である。この時、この際、選舉界廓正の急先鋒となつて、嚴正公明なる選舉を行ひ、更に諸君が統計思想普及のために費したる彼の熱意と努力とを以て、郷人を指導し、統計調査員の名に恥ぢざるの行動に出でられんことを、我等熱望して已まない。



農村工業の奨励に就て

地方農林主事 泉

茂

農村工業化の必要が唱へられたのは既に十數年以前の事で、東京帝大の那須教授や理化學研究所長の大河内子爵等は、大正十一年頃から農村工業化の必要を叫んで居つたのである。

當時此の問題は一つの理想として世間一般から考へられ、政府に於ても、地方に於ても、進んで農村工業化を助成する施設は講ぜなかつたのである。

然るに一昨年頃から農林省は農村經濟更生の立場から農村工業奨励の必要を唱へ、又一面大河内子爵等の主唱に依つて社團法人農村工業協會が設立され、農村工業の調査指導に乗出す事となつたので、其れ以來農村工業問題は各方面から關心を持たれる様になつた。

斯くて農林省は愈々本年度から相當の經費を以て農村工業の奨励に當る事となり、各府縣も農林省の方針に基き奨励費を計上して夫々其の縣の實情に適した農村工業の奨励指導に努むる事となつて、十余年前から論議された此の問題も具体化し愈々奨励の第一歩を踏み出す事となつたのである。

此の機會に農林省の方針に基き縣が奨励せんとする農村工業とは如何なるものか、又如何なる方法に依つて奨励

するか、其の概要を述べて見たいと思ふ。

農村工業化を唱へる識者の意見は大体二つに分れてゐる。其の一つは工業資本家の唱ふるもので、其の主張は農村の更生といふよりも工業それ自体の更生の爲に工場都會集中を捨て、工場の地方分散をなす必要があるといふのである。即今後益々工業製品の國內需要を喚起し、更に關稅の障壁を乗越へて海外に販路の擴張を圖るには更に一層生産費を切り下げ安價に商品を作り出さねばならぬ。それには地代の低廉な農村に工場を建て農村に於ける低廉な勞力を利用して生産費の低下を圖るが必要であるといふのであつて、其の目的とする處は工業の農村化に依つて工場の經營を有利に導かうとするにあるのである。

○

農村の經濟更生といふ見地から其の必要を唱ふる者は、農村は古來自給自足の形で手工業的の作業を相當に營み來つたのであるが、漸次工業的部分を都市工業に奪はれた爲に農家經營が單一化し其の結果農家の經濟は單純な弾力性に乏しいものとなり收支の不均衡を來すに至つたのであるから、此の奪はれた工業を新しい姿で農村に引戻すか、又は新しい適當な工業を創設して單純な農家經濟、農村産業組織を複雑合理化する要がある、即農村の餘剩勞力、過剩勞力を利用して得る又各種の原料を活用し得る工業を農村産業の中に織込んで行くことは農村將來の發展上重要な事柄であると主張してゐるのである。

農林省及縣の農村工業奨励の方針は、後者の主張と大体同一のものであつて工業資本家の工場を農村に誘致する爲の奨励では無い。農業者の共同の力に依つて爲せば充分行ふ見込のある農村工業は出來得る限り農村に於て行ふ様に奨励指導し都市工業家の農村進出は阻止せなければならぬと迄農林省は唱へてゐる。然らば農村工業は誰に經營させるかといふに農業者の共同團體である産業組合、漁村の場合は漁業組合を經營主体とする事に定めてある。

而して産業組合にしても一ヶ町村區域のもので無く數ヶ町村或は一郡内の産業組合の聯合會をして工場を經營させる事となつてゐる、特殊の農村工業で特別の産業組合を必要とする場合は農村工業を目的とする特殊の産業組合を組織して之が工場經營に當る事は差支無く又一ヶ村に限られた物産を加工する工業であれば一ヶ村區域の組合で經營するも差支無い、要するに經營主体の區域を數ヶ村以上となす事を原則とした理由は相當基礎のある組合が工場經營に當る事で無ければ工場の設備も不充分なるを免れず、製造能率にも影響を來し又多量生産に依つて製品の販賣を有利に導く事も望めず工業の經營をして堅實ならしむる事が困難と認められたからである。

次に農村工業の種類はどの程度のもを指導獎勵の対象となすかといふに、農林水産物又は其の加工品を原料とする工業を主眼としてゐる。農山漁家の生産物を加工する事は地元にて原料を豊富に蒐集する事が出来るのみならず間接には農林水産物の生産過剩の場合或は生産最盛期のものを加工する事に依つて價格の維持釣上げにも役立つからである。

農林水産物に非ざる物を原料とする雑品の製作、器具機械等の簡易なる部分品等の製作も獎勵の範圍ではあるが先づ以て農山漁家の生産物を加工する工業を興す事が適當と思はれる。更に農村工業は農村に於ける餘剩勞力及過剩人口を出來得る限り活用し得て農村の經濟緩和に役立つ事を目的としてゐるのであるから獎勵すべき農村工業は餘剩勞力及過剩人口を可成多く利用消化し得るものを優先的に獎勵する方針を採つてゐる、而して縣は工場建設及工場内に据付くべき器具機械其の他の工作物設備費に對し又臨時指導技術者招聘並に製品の販賣に要する費用に對して大体半額の助成をなす事となつてゐる。次に本縣に於ては如何なる種類の物が農村工業として實行性ありやと云ふ事を考へて見る必要があるが其の種類選擇に就ては原料蒐集の難易及製品の販賣關係に付て充分調査研究を

必要とするは勿論地方の産業狀態等に良く適合したものを選ばなければ其の工業に依つて地方農村の更生に役立つしむる事は困難であるから各方面から周到な調査をし選定せなければならぬ。

農村工業は極めて新しい獎勵事業であり従つて茲に本縣に適當と認むる種類を掲げ得る迄に調査も出來て居らぬが單に工業原料の生産方面から觀て今後更に調査を重ねる價值ありと認めらるゝ數種類のものを左に擧げて見よう

一、甘、澱、粉、製、造

鹿島、東茨城、那珂三郡の甘諸作付は五千町歩あり縣下總作付反別の約半を占めてゐる、昭和八年度前記三郡の甘諸收穫高は一五、八一六、二〇〇貫價額九四八、九〇二圓であるが其の生産量の約三分の一の五百五十萬貫即五十萬俵は澱粉加工用の鹿兒島種である其の中煮食用として東北地方に移出されるもの約十萬俵（東北地方には紅赤種が主として出る）管内で澱粉に加工されるもの二十五萬俵と推算し残る十五萬俵は千葉縣に移出され澱粉に製造されてゐる、千葉縣に移出するには一俵に付五、六錢の運賃と他に仲買問屋の手數料が掛るから一俵約十錢（一俵の甘諸の價格は七〇錢乃至八五錢）内外を千葉縣の加工業者は余分に要する譯になり地元にて共同加工すれば此の費用を出さずに済む事となるのみならず收穫最盛期に金融の關係から一般に賣急ぎをなす爲踏買ひされるといふ弊害も除去されることと思ふ

二、茶、種、搾、油

茶種の栽培は近年漸次増加して昭和八年の作付反別は一、六八二町、收穫高二〇、七一石、價額三三四、六五二圓なるも本縣は畑地が廣く又乾田の裏作として栽培を擴張し得る地方も尠く無く又縣及農會では縣下の茶種栽培反別を一萬町歩に擴張せしむる方針で獎勵中であるから將來益々生産は増加するものと思ふ、現在縣内産の茶種の大半は縣内者專業の工場で搾油されてゐるが尙七、八千石は東京、滋賀等に移出されてゐる状態であるから主産地方に於ては此の共同搾油は一つの農村工業として考究に値するものと思ふ。

三、蕎麥粉製造 久慈郡は古來葉煙草の名産地で蕎麥は其の跡作として適當な作物である處から千町歩以上の作付があり其の産額は一萬三千余石八萬五千余圓に達してゐる、この蕎麥は地元の大田町で四千石内外は製粉に供されてゐるが大半は原料の儘東京、神奈川等に移出されるのであるから地元にて製粉して販賣する事にすれば一つの農村工業が生れる譯である。

四、製茶 本縣は茶樹の栽培に適し各郡に茶は生産せられ最近の茶樹の栽培反別は一、二四五町歩二十二萬貫六十五萬圓の産額を挙げ其の中十萬貫内外を東京初の關東地方に移出してゐる、然し乍ら本縣の製茶方法は大部分手工に依るものであるが社會の變遷に従ひ漸次機械應用に俟たねば有利な經營は困難な實情にあるのであるから主産地方では機械製茶工場を設置して生産費の低減を圖り需要の増進に努める事が必要と思ふ。

五、其他 前記の外に新治郡地方は栗の栽培が著しく増加し現在でも七、八萬貫を東京に移出する外毎年四千箱内外を北米に輸出する状況であるが新植反別が多いから數年後には現在の二倍以上の生産に達する事と思ふ、従て將來とも生果販賣のみで進んでは價格の下落する事明かであるから今日から栗の加工(罐詰其他)を研究し新規の需要を喚起するに努むる必要があると思ふ、又全地方は筍の生産も多く此の罐詰製造も適當な農村工業と思はれる、又鹿島郡の南部を始め縣下各地に蔬菜の産地があるが蔬菜類は近年各縣競ふて生産獎勵をなす結果生産最盛期には出廻り過剰を來し取引價格暴落して運賃荷造費にもならぬ事が屢ある。斯る際に備ふる手段として漬物とするか鹽藏するか又は適當に加工し販賣する事も大いに考へなければならぬ。

其他水産方面では漁獲高の最も多い鰯の加工及霞ヶ浦、北浦産の淡水魚の加工等は研究を要すべきものであり、又畜産方面では豚の生産が全國でも有數の縣であるから豚肉加工も經營方法如何に依つて有望な農村工業となり得

ると思ふ。

要するに本縣は京濱の大都市に近接する關係から從來農林水産物は原料の儘移出せられ、加工事業の發達が極めて後れてゐる、現在農業者の共同團體で加工事業を營むは鹿島郡柳川産業組合の甘藷澱粉製造、結城郡結城町豚肉加工販、購、利組合のハム、ベーコン等の豚肉加工、行方郡秋津村青柳副業品加工農事實行組合の苺ジャム製造と組合員の消費を目的に製粉製麵を行ふ組合が十數ヶ所あるに過ぎず其の他の事業者の工場も他府縣に比し極めて尠ない。

今後は産業組合等に於て縣の獎勵と相俟つて大いに調査研究を重ね適切な農村工業を興して地方農村の更生に寄與される事を切望して竭まぬ。

國勢調査宣傳歌

—(男 富 本 根)—

一 ットヤ人々忘るな國勢の〜
 調査は十月一日よ〜
 ニ ットヤ兩親兄弟雇人〜
 客人までも調査する〜
 ミ ットヤ皆一同に申告し〜
 洩れては我身の恥となる〜
 四 ットヤ調べる事項は名に年に〜
 配偶關係常住地〜
 五 ットヤ五年巡りの此の調べ〜
 國勢基本を知る爲めに〜

六 ットヤ無駄な手数は掛けぬ様〜
 準備調査を完全に〜
 セ ットヤ何事置いても一日は〜
 旅行參詣見合せよ〜
 ハ ットヤ宿屋料理屋座敷〜
 申告義務が二つある〜
 九 ットヤ國の爲だよ正確に〜
 申告しませう我先に〜
 ナ ットヤ統計數字の正確は〜
 國家の基礎を固めさせ〜

な 摯 眞 直 卒

調査員の體驗發表會

涼味萬斛の高濱小學校で

石岡部會の催ほし

貴いこの叫び！

第三回石岡部會統計調査員會は七月十日午前九時半から高濱町小學校講堂に開かれ、

石岡九名、高濱十四名、志筑九名、新治七名、玉川四名、田余八名、關川七名、三村十名、計六十八名、郡農會主任農産物検査所高濱主任岡野技手等出席
縣から川崎統計課長、郡擔任虎口屬臨席、地元高濱町長川島勝太郎氏の開辭について川崎課長は

近時本縣の統計が著るしき改善進歩をみたのは、平素統計の實際に携はる調査員諸君の功勞による處甚大なるものあり、衷心感謝するに吝ならざるものでありますが、尙ほ完璧を誇るといふに至らない、本日お集りのこの部會内において八ヶヶ村の内、未だ完全の域に達せざるものが三ヶ

村がある、寔に遺憾とするところで部會の諸君は宜しく歩調を揃へ、相扶け相いたはり、舉つて優良な成績を擧げらるゝやう部會の名譽にかけて一層努力せられ、將に來らんとする米の調査におきましては勿論、その他の調査にありても共同一致、萬遺算なきを期し、優秀なる成績を目標に奮闘せられたい

と激励の挨拶を述べ、統計思想の普及徹底その他調査員會議の要項について虎口屬の説明後、二三の質疑應答あり、この日の呼物となつてゐる統計調査員の體驗發表會に移つた。
處は高濱隨一の高臺、名も床しき戀瀬川の流れば、萌ゆる夏草の間に帯の如く光つてゐる、霞ヶ浦の入江は墨繪の如く靜かにほけて、ポプラの点描漁る小舟、詩であり、繪である。

この緑の水郷をなで、吹きあける涼味を滿喫しながら我等

の調査員諸君は、汗みどろな貴い體驗を語るのである。

高濱町 調査員 高野 廣君

虎口屬司會のもとに指招がれて壇上に現はれたのは高濱町調査員高野廣君、紺ガサリの單衣に兵古帯を無雜作に巻いて『皆さん、私は當町第三區擔當の高野です、こんな立派な席へなど立つガラではないのですが、折角主任からの勧めもありますので責めふさぎに出しやばつた次第です』

と、飾りなき農民辯を丸出しに、力強く思ひのまゝを、叩きつけるやうに吐き出す。
高野 我々のこの集りは昭和八年八月以前は各町村箇々に行はれたものですがかうして各町村の調査員が、種々なる體驗を持ち寄つて一堂に會し、研究し訓練するところに効果があるといふので交通並に設備の關係等を考慮し、高濱及び石岡の二ヶ所に限定的に開催さ

れてゐます、然し一步を進めて之を町村毎に循環的に開いてはどうでせうかその都度縣からも御出張をいたしまさすれば如何に出億劫な方でも出席するその土地々々の町村長さんも顔を出す横着をきめて田畑へ出てしまふやうな調査員であつても、他町村の調査員諸君が田圃道に自轉車を飛ばして會場へ急ぐ熱心さを見れば『遠い處からあゝ横着をしては皆の者に相濟まぬ』と反省して大急ぎで顔を出すといふこともなりました。町村長さんも會へ出て調査員の熱誠ぶりを見ますれば、たとへ如何に理解のない方であつても、必ず目醒めて豫算編成期にでもなれば調査員の手當や何か迄、あれでは足りないとか何とか考慮することになりはしませんか

と、巧みな諷刺を交へて會衆を嬉ばせ、更にさうすることによつて町村民にも統計に關心を持たせ、會議要項第一にあげられた統計思想の普及徹底といふ点からも亦最も効果的であるゆゑを縷述し、少し位の交通の不便や設備の不完全は忍んでも各町村循環的に部會を開催するやうされたいと力説し、一轉して實務上の希望に及び
高野 統計は如何に立派でも正確でも期限内に報告が出来なければ何にもならない、處がこの期限を間違へないといふことは我々の最も心を痛めるところで、私共は決して晝日中、家の中にゴロ／＼してゐるわけではない、朝から晩まで弛まず働いてゐるのですから報告日限は手ツ取り早くスグわかるやうにしておかないと思はぬ不覺をとるころとがあります、汽車の時間表のやうに誰にも目につくやうな表に作つて見易い場所へかけておくやうにしてはどう

でせうか

更に君は原簿について作付反別及養蠶、家禽、果實等ばかりでなく桑、茶、其の他に於ても各種別に作成するが實際上便利なるを説き、轉じて『茨城統計』第二號の相談欄を引用して米生産統計調査補助表様式の横式記載の便宜にして時代的なるを語り、最後に統計は共同一致、連帯責任の觀念から我々は常に主任を盟主と仰ぎ、主任の命を休して一致協力、足らざるものは扶け、及ばざるは導き和氣霽々のうちに理想の目標に進み行かねばならぬと結んで、新治村調査員前川初太郎君とかはつた。

新治村 前川初太郎君 調査員

柔和な顔に長い髭を垂れて言葉もやさしく『調査員としては尋常一年生と見てよい私の失敗談を二つ三つ……』と語り出すところ、正に道を説く神の使ひの如き感じがする。

前川 私は先頃降雹の時の被害調査につ

を訪ねるとお茶を出したり、大福餅を出したり大變結構なもてなしなので、頃合ひをみて『時にけふは米の生産調査に來ましたが』……と口を切ると言ひもをばせホ——何だとシヤラクせい生産高を丁度に出して何になる、まだ税金でもあける氣か、國のためだのナンのつてお前等はカラ駄目だ、小癩なことをするな——と劔もホロロの挨拶には全く痛み入つてしまひました、しかしこんなことで懲りてしまつては折角十年の苦心が水泡に歸するわけですから、かうなつたら魂くらべです、何時かは必ず意に従はせようと、彼れが邪なる長夜の夢から醒めるのを密かに待つてゐます。

と、肩をそびやかして意氣益々軒昂『手は十能、足はあひるに似てをれど、國のためなら何もかまはん』など、一休の狂歌を高らかに詠みあげたりして喝采を博した。

いて大變心苦しい思ひをしました、雹の被害は、その翌日あたりでは、たとへ雹に當つても麥の穂などは少し頸をかした位で此程度ならと思はれる位ですが、一日たち二日たちするうちに少しでも雹に當つたものは皆白ぼけてしまふのです、さういふわけで被害調査も降雹があつた、そらスグにとい

はれて調べてみますと最初は一割乃至二割の損害位に思つたのが四割も五割もの減となつて、意外の開きが生ずるのです、こんなことから、やゝもすれば調査員の調査は疎漏だの杜撰だのと非難を受けるのではありますまいか、かうした調査は被害の直後より數日を経たからの方が正確なものが得られると思ひます、自分の調査が國策上に重大な影響があることを考へますと、自分ながら自分のやつた調査を衷心恐れた次第であります

とて、降雹によつて味はつた貴い經驗を披露し、次いで粟の調査につき實際上、

志筑村 市川和泉君 調査員

失禮かは知らぬが調査員には珍らしい程スマートな洋服姿の青年、主任のよき指導により逐次向上しつゝある村の統計を冒頭に語つて麥及び米の調査報告期日につき希望を述べ

大小麥の實收高報告は七月十五日限りとなつてゐますが、この季節は養蠶とカチ合ふために自然手遅れ勝ちで、私共の方では今尙ほ調製が出來ずにあります、小麥などは田圃に残つてをるものすらあるやうな次第で、定めの日などにはトテも正確な實收高は得られません、米の實收も同様で十二月一日に正確な報告の出來ますのは一割か二割位のものかと思はれます、斯様な次第ですから期日通り報告をするとしませれば豫想によるの外ありません、會て縣會の問題になつたのもツマリさうした結果からではありませんまいか、ゆゑに飽迄正確なものにするには今少し

石を以てすることは甚だ不便だから貫に改めるやうにはならぬものかと希望して降壇

石岡町 福田安義君 調査員

代つて元氣な姿を演壇に見せる、先づ後ろの黒板に、石岡から高濱への略圖を書いてサテ曰く

私は御覽の如く高濱通りに沿うた石岡第十一區の調査員です、受持戸數百四十一、その内純農が五十一戸で、あとは半商半農、少々不良分子も交つてゐます、私が調査員を拜命してから既に十年になりますが、受持區内に統計調査員をゲヂ／＼のやうに嫌う家が一軒ある、地位もあり資産もある人ですが煮ても焼いても喰へない人物で、私は何とかしてこの人を自分の意に従はせたい、ツマリこの雜物に統計の眞價をのみ込ませたいと十年苦心を續けてをります、昨年の米調査の時も、今度こそ説き伏せてやらうと考へて、その家

報告期日を遅らして貰ふより外ありません、我々は如何なる事情がありましても偽裝の報告は心苦くて出來ません以上述べましたやうな次第で農家の實狀に即して今少し期日をおくらし、正確を期しうるやう御臨席の課長殿にお願ひいたします。

この時、川崎課長は新治の前川君、志筑の市川君にお答へするとて自席に起ち課長 粟の調査は石より貫で出してはどうかといふ前川さんの御説は非常に結構な事で、縣も同感でありまして先般關東一府六縣の統計事務協議會にも只今の粟を貫に改めることゝ更に進んで粟として別箇の調査をするといふ案を本縣から提出しました處、農林省から出席された統計官も同意を表され、是等様式の改正については其の他にもあることだから、この表のみを先きに改める事は出來ぬが、早晚全般的に改正する時が來るでせうから、その時に考慮しようとの答辯がありました、次に

志筑の市川さんの御意見ですが、米の實收についてはさうしたお話は餘り聞いていませんが、麥については他にも同様のことを申され、七月十五日の期限を七月一杯に延ばして貰いたいといふ希望も出てをります、統計課長會議でも度々この改正意見が outcome して東北地方と同様九月迄といふ要望もあつたりして一つの懸案になつてをります、

また縣限りで七月三十日迄にといふ意見もあり之も研究はしてをりますが、縣では各町村から報告を受けて後農林省への報告迄に要する期間を四十日とみてをります、處が八月末日になつても容易に出て來ぬ町村もあるやうな始末で、若し是等の町村が怠りなく運んでくれさへすれば縣限りで七月三十日迄延ばすといふことも強ち不可能ではないと考へられます、この事につきましては更に一段と研究しまして一ヶ月の期間で十分に纏まりがつく見透しがつけば縣限りで延ばすことにするかも知れません。

知れませんが、と懇ろに答辯して次の

三村 荻沼茂之助君 調査員

とかはる、君は多年味ひ來つた苦い經驗をボツリ／＼腹の中からしほり出すやうに、農人の多忙なる一日を語り、その忙しい間の寸隙を利用して夜の目も寝ずに汲々として働く統計調査員の至難な状態をくりひろげ、斯く迄あたまを使ひ、斯く迄努力を用ひて國家的事業に携つてゐるにも拘はらず、尙ほ且つ之れを見るの明なく統計調査員なんて一体何をしてゐるか位に疑惑の的となつてゐるやうな向もあり心外である、今日のかうした協議會の如きものを時々開かれて村の當局も有志もよく理解するやう啓蒙の資に供せられたいと述べる、次いで

田余村 小沼 淳一君 調査員

殿しんがりを承つてニコ／＼と素朴な姿を壇上

に運び

私は生來横着者です、毎日毎度主任から叱られ通しであつたが、奮起一番どうやら眞面目にやれるやうになつた心境の變化についてお話ししたい。

と冒頭して調査員のために氣を吐いた、論旨堂々、ゼスチャーもよく、慥かにこの日の眞打ちたるの實録をみせた

小沼 私は貧乏である、私は横着であつた、何時も家業に追はれてゐるので統計の仕事が悉く面倒な厄介なものに考へられてならなかつたのです、處へ一昨年、あの米穀統制法が實施されると共に米の生産統計調査が非常に綿密になりました、さなくともあき／＼してゐたのに之れ以上六ヶしくなつてはトても動まらない、やめよう、今度こそ断然やめよう、考へました、幾度か考へさせられました……がその時、私は又他の一方に考へ及んだのです、私達調査員が調査算出した數字が米價公定の上の一つの基準とさへなつて米價低

落に悩む世の農民のための大きな政策の擁護、さうした氣分も手傳つて、我々の統計をたゞ面倒だ、厄介だと片つけようとしては第一國に對して相濟まぬ、この上は一層眞面目に眞剣に調査を行つて確實な數字をあけて見ようといふ氣持ちがむら／＼と湧き起つたのです、元より淺學非才の身でありまして、完全は望んでも容易に得られるものではありませんが、兎に角我々の努力の結晶が基礎となつて縣としての計數が現はれ、それが又全國の集計となつて米實收高七千萬石突破といふやうな數字が發表されたのです、新聞紙によつてこの數字を見ました時、あの大きな數字の中にも我々の努力の幾分か含まれてゐるのだと思ふと言ひ知れぬ喜びと興味とを感ぜずにはをられませんでした

と、さも嬉しげに誇らしげに、君はニコ／＼と相好を崩して語を繼いだ
しかもその數字によつて年度における

需給状態が明瞭となり、過剰米は政府の買上げによつて、生産者側の厄年とも言はれたまた豊年饑饉とも謳はれたその年も事なきを得て、昨年はぞの正反對に消費者側が厄難の年となつたのですが、我等が統計の示す數字によつて政府の工作宜しきを得、生産者も消費者も共々救はれるといふ結果になつたのであります、是れ即ち統計が基礎となつて善き政治が行はれたといふことを現實に證據立てたものといふも過言ではありますまい、これは米に關しての一例ですが一つの家にしても一つの國にしても良く治めるには、その經濟乃至生活を支配する産業の状態即ち生産基本とか生産數量とか或ひは消費の状況とかを詳しく知つて善處するの

なければなりません、これが爲政者としても、一家を守る個人としても極めて必要な事、今更ながら私共調査員の職責の重大であり、及ぼす處の影響の廣汎であることを痛感いたしました

私は過去の自分を省み慚愧に堪へない次第であります

説き去り説き來りて感慨にたへざるものゝ如く、ちつと聴衆に目を据ゑて暫し默然たるものあつたが、更に論旨を進め靜かに考へてみますると、統計の仕事は手近な自分の生活にも色々の興味を感じ、また益する處まことに多いと思ひます、人や／＼すれば遠大なる理想を追つて世界の情勢に興がつたり、中央政界の雲行など談じて博識振るのを見受けますが、斯ういふ人達が自分の住む村、或ひは字についてどれだけの注意と關心とを持つてをりませうか、我住む村の戸數が何戸、田畑山林がいくら、他村の比較はどうか、生産物の状態は如何に、恐らくは何にも知らずにゐるのではありますまいか、斯く詮じ詰めますと我々調査員の仕事は、左様な人々にとつての自己反省の資料、郷土愛の原動力ともなつて有形に無形に世を益する事まことに多大なもの

あると信するのであります。以上は私の心境の變化を促した感激の一端を申上げたに過ぎませんが、光陰は矢の如く沃野萬頃、黄金の波寄する收穫の秋も遠くはありませぬ、お互ひに健康に、この夏を過して重大な職責のために、眞面目に努力致さうではありませぬか

と有益な體驗を語り降壇した、かくてそれ／＼多大の感銘を興へて調査員の發表を終り

川崎課長 統計事務に關する斯うした催

しは此の部會では昨年と今回で二回ありましたが、御意見やら御希望やら承りますと諸君の御熱心が窺はれ、眞剣な叫びとして拜聴出来るのであります、熱心な努力がありませんければ今日この壇上に決してお話など出来るものではありません、諸君が眉宇の間に時代目醒めて隣保扶助の實をあげ共同一致して一層正確なる材料を提供しようといふ氣魄が漲つてゐる、心から喜びを感じる次第であります、更に御精進を續けられますやう切望してや

まぬのであります、尚ほ本日のこの貴い御意見——御希望は『茨城統計』九月號に掲載されまして縣下四千の統計關係者をはしめ中央の各官省、全國各府縣にも配付されますこの叫びがかうして廣く多方面の方々に讀んでいただけますことは御同様にことに愉快に堪へない次第であります。

生れる子は男か女か

北浦沿岸のある村の婆さんは出生児が男か女かを鑑定するに頗る妙を得、實に百發百中との評判で、みごもる女たちで門前市を爲してゐるさうだが其秘傳はかうである

一、母の年齢が偶數で生れる児は、二年兒(前年に亘る)の場合は女兒、一年兒なら男兒
一、母の年齢が奇數にて二年兒の場合は男兒、一年兒なら女兒

一、母が二月節分前の生れならば年を一ツ加へて計算、夫婦の年齢を九で割り、割り切れる場合は女兒、然らざれば男子
一ツ試して見ては如何ですか

統計模範町村を訪ねて (4)

傳説の砂沼を中心に

メキ／＼伸びる下妻町

軽々に見のがせぬ人口の増殖

一 記者

私共が中學へ通ひ始めた頃、即ち下妻中學が建つたばかりの頃、あのあたり一帯は雜木林の連続で、狸どころか、白晝追剣が出た話を私たちはしば／＼聞かされたものだ。

昔おもへば 下妻町は 狸の住家
ほんほこほん ちゃんほこほん
十萬石のお城下

今ぢや名どころ町どころ
——横瀬夜雨作 下妻小唄の一齣——

中學校のグラウンド續きのお稻荷さんの境内に、呪ひの祈り釘が刺されてゐたのを、私達は學校の晝休みに發見して大騒ぎしたことなともあつた。城主多賀谷氏の守護神といはれて靈驗今にいやちこに、花柳界の人々など朝に夕べに參詣して、昔ながらの鬱蒼たる社の森は艶めかしく彩られてゐる。



一 砂沼の夏

事ほど左様に世は開けて行人を悩ました雑木林など今は跡方もなく、そこに停車場はあり、そこに中學あり、小學校あり、女學校亦近く、この秋にはモダンな役場もここに新築されるし、下妻驛を中心に自動車は東京、北條、古河、下館、小山、我孫子、境等八方に便し、縦の繁榮をこの一廓と、その沿線砂沼べりに集めてゐる。

二つ並んだ普門寺さんの

縁を結びの金佛さん 金佛さん

二百年前の鑄造にかゝり、古美術の珍と稱せられるこの金佛さんも、灯ともす頃から恐らくは狸や狐の遊びどころにされてゐたのではあるまいか、普門寺の隣りは元の小學校で、沼そひのこのあたり、聖なる育英の地、ゆるぎなき宗祖布教の名山であつたが、寺は焼ける、學校は移轉する、あとを賑はしたのは

狸の住家ならぬ

殆ど軒並みの紅提燈

世の變遷ほど計り知れないものはないが、下妻のこの變りやうはまた格別である、ちつほけな煤けた停車場に似氣なく、町はふくれて……否ふくれんとして種々なる計畫は立てられてゐる、之れをしも澤部町長努力の現はれといふか。

先づこれを人の動きについて考へてみる。

連用水の貯水池で、眞壁郡下關本、上妻、下妻等も亦この分水を得て水田に引いてゐる。

四時満々と水を湛へ

春は爛漫たる櫻花を

水際に映し、彼方遙かに神秘なる愛宕の森に相對す、盛夏の候、涼を追うて舟をやれば、菱の花、眞白く、はつくと水面に浮き、水色あくまで鮮かに、沼のぬし大蛇はこゝらあたりに住んだなど傳説にも残つてゐるが、今はボートは走る、モーター船は輕快な音を立て、湖心を行く、そして時たま、さざ波に乗せて絃歌が流れて来る、沼べりの茶畑にをろちの高駈を聞いたなんて、それこそ遠い昔の語り草に過ぎぬ。

この沼こそ下妻の伸び行く生命である。町の東南に小貝川の流れを控え、西方二キロ余にして鬼怒の清流あり、流域肥沃、縣下でも名高い米麥の産地で、古へ汽車もなく、自動車もなく、鬼怒河畔宗道河岸から東京へ、舟運による唯一の物資集散地たりし頃には、この沼も灌漑用の溜池位にしか考へてゐられなかつた。世を捨てた閑人の釣場位にしか思はれてゐなかつた。

屢々繰返すが世の變遷はすさまじい、常總鐵道が出来る、自動車が四通八達する、時代に貢獻した荷船など一向に顧みられなくなる。そののみか、天地が覆へる程の異變でもなけ

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
戸數 一、二六五戸	戸數 一、二七二戸	戸數 一、三〇六戸	戸數 一、三五八戸	戸數 一、三七六戸
人口 六、九二八人	人口 六、九九二人	人口 七、一三三人	人口 七、三〇八人	人口 七、四三三人

昭和五年から九年迄僅々五ヶ年間に百一十一戸、五百五人の人が殖えてゐる、僅かのやうだが、たたふべき物産とてもない地方の小つほけな町でこの人口増殖率は決して輕々に見のがすべきものではない、従つて耕地は年々一町歩位づゝヘル、そのへつた耕地は埋立てられて宅地となり、現にこの町の田は八十二町歩、畑は百三十九町二反歩しかない、町だからとはいふものゝ實に素晴らしい發展で、砂沼べりの横濱喜代ホテル支店の如き、全美をつくした三層樓の大建築が毅然として聳え立つたのも、この町の將來を見越して遠大な理想を展べたものと見ることが出来るよう。

しかして澤部町長の理想とするところもまた、この砂沼を活かして、遠く東京、横濱方面から迄觀光客を誘引し、町の發展をはからうとするにある。

砂沼は周回一里半、結城郡下八百余町歩の灌漑に供する江

れば、あの川の水が濁れるやうなことはよもあるまいと信じてゐた彼の鬼怒川が、改修によつて結城郡大形村地先から新らしく川が掘割られ、鬼怒流域の一名勝として、又往昔文化の先驅をなした宗道河岸は潰えてカラ堀になつてしまつた。巨萬の資を投じて數年前新設した鬼怒川橋はカラ堀の上に架つてゐる、まことに乃木將軍の山川草木轉荒涼の感なき能はずだ。かくて舟運は完全に封じられた、他に町特有の物産とてもない下妻の生命線は疾うに斷たれてゐる。

かうなつて來ては下妻たるもの、物資集散地などと昔の宿場氣質で安閑としてゐられない。潑刺たる事業慾に燃えてゐる澤部町長が

砂沼を活かして

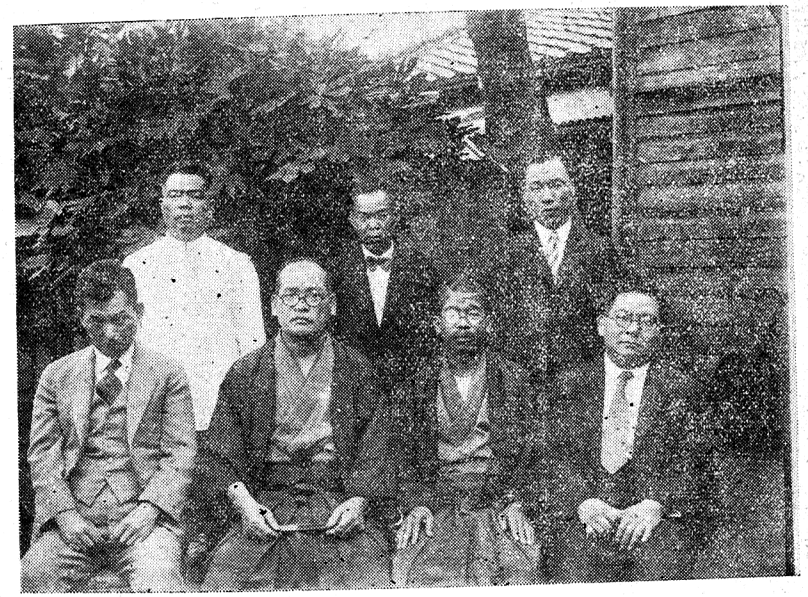
町を伸さうとプラン

を立てるに不思議はないのだ。

發展工作の第一案は、砂沼の西側に護岸工事を施し、名所愛宕山神社迄坦々たるドライブ道路を設け、梅に、櫻に、桃に、楓に四季をり／＼の風情をそへて旅人を引き寄せせる第二、八幡神社で知られた大寶、戰捷の神として名高い千勝神社と連絡をとり、砂沼に引き寄せた客を大寶に、又千勝におくる、更に大寶、千勝を目ざす遠來の客を砂沼に廻はすといふ妙案である、

●第三には、前述の如く鬼怒川の改修によつて新たに生れた新川に近く架設竣工すべき新川橋を利用し、下妻から岩井、野田を経て東京に通ずる最短距離の自動車道路を開設し、下妻東京間を一時半位に短縮させ「ドシ」都人士を迎へ入れることにする。

沼に頼つて、水の都で將來を生きようとする下妻はこの三大計畫の實施と、横斷大道路を上町のカーブから現在の役場の處へ眞つ直に貫通して街並を整へ、以て交通上の危険を防止するの案を役場の移轉と共に直ちに實施しようとする目論んでゐる。この案によると今の三道地がらよつと裏通りになるやうに考へられ一部



眞寫 右列ヨリ收入役山外善次郎氏・山役友口山氏・町長澤部元信氏
後列左白服氏 書記小澤訓一氏 書記富岡丈一氏 書記他員八人

に反對もあるやうだが、いはゞ人道と車道とが劃然と區別されるやうなもので、裏通りになつたからとて町の盛衰には大して影響はないのぢやあるまいか之が實現されるものなら下妻の本通りは一直線にそれこそ見事な街並になるであらう。然らば實現は何時の頃か。現在の役場は明治二十六年の建築にかゝり、昔鳴らした西町の突き當りで、あの邊切つてのモダンな廳舎であつた。附近には當時、常總俱樂部などいふ結社があつて政客の來往繁く自由民權論は盛んに唱道された。その頃の下妻役場である總二階の西洋館はたしかに人目をひいたであらうが、中へはいつてみると、二階

の町會議場など床から天井迄の高さ一間、少し脊の高い人は體をこめて歩かなければならない、そこへ十八名の議員さん達がゴチャ／＼並んで、そこは古へ自由民權の盛んなりし土地だけに侃々諤々の議論多く、

卓を叩き足を踏み

鳴らして町政を論じ

合う、階下の事務室は砂ほこりが落ちる位はまだしも、床板が落ちさうでおぢ／＼、仕事が出来ない、時に熱し來つてゼスチャーよろしく、拳を高く差しのべる者でもあらうものなら天井板がメリ／＼する。以て一般を察知すべく、春風秋雨四十年、この狭い不便な廳舎に忍びつゝ、年々幾何の積立をなし、本年停車場通りに二萬圓を投じて新築の工を起し今秋竣成の豫定である、新廳舎は總建坪百二十坪で下は事務室に町長室(八坪)、應接室、上は會議室と貴賓室其他にわけた。新築早々、之が記念に同地方の統計研究會を開く豫定になつてゐる。

町長澤部元信氏は縣會議員として夙にその才腕を知られてゐる、助役山口友行氏は多年役場にありて事務に堪能な人、收入役外山善次郎氏は慶大理材科出の新人、學事主任書記富岡丈一郎氏は下妻中學を出で、米國に研學數年、是亦地方の役場などには勝ち過ぎたほと人物だ、かうした人材揃への

處に、我が統計主任小澤訓一氏は同地の名門に生れ、東京に遊學多年、嘗て友部種畜場に農林技手を勤めたことのある若き潑刺たる才人、父君の逝去により職を罷めて自宅にかへり昭和五年から役場に勤務し、同七年から統計事務をみてゐるが、現在では統計の外に收入役代理、財務、勸業、農會それに、現に工事中の役場建築の監督、選舉肅正係等あらゆる方面の事務を兼ね、よく町長を補佐して頗る多忙な日を送つてゐる。それでゐて「グン」と成績をあげ、就中統計については日尙ほ淺いが農業技手として鍛えた腕を揮つて、調査員を勵ましつゝ、不斷の努力を拂ひ、季節には役場内に調査員を集めて調査資料を持寄り、足らざるは互ひに補ひ、疑義があれば研究し、期日の嚴守等についても一同胸襟を開いて懇談し、不十分なもの、不完全なものがある時には調査員同志で『〇〇君の方はアソコが思はしくない』とか『××君はもう少し期日を守つて貰ひたい』とか『□君の方法は大變いと思ふ』とかいつたやうに卒直に言ひ合つて

採長補短の實をあげ

そこに共同一致の美德

を發揮してゐる。現在活動してゐる調査員は

早乙女豊 治氏 (三五)
 早乙女榮三郎氏 (四二)
 藤倉 熊 吉氏 (三九)
 萩原 末 吉氏 (四六)
 萩原 喜三郎氏 (七〇)
 鐵羅 吉一郎氏 (四七)
 宇梶 卯之助氏 (五七)
 吉井 宗次郎氏 (六〇)
 山口 一郎氏 (五〇)
 香丸 金次郎氏 (四二)

以上十區十名で多くは大正十五年以來勤続し、山口氏は消防副頭、萩原末吉氏は町屈指の大地主、吉井氏は町會議員その他は農會總代若くは農事改良員といふ何れも地位名望ある人々で、よく統計の重要なを理解し、小澤主任と協決してその完璧を期し、めき／＼と成績をあげた。

即ち最初下妻の統計は、優良なる大實を近くに控へながら騰波ノ江と共に郡内でも最も好ましくからぬ状況にあり、昭和二年頃の成績簿を見ると

『調査員の設けもあるも有名無實の状態なるは甚だ遺憾なり』とむごたらしい査閱評が記されてあつた、それが昭和七年小澤氏が主任となつて以來『成績著るしく優秀、他の模範とするに足る、層一層努力せ

を組合長に配つて各戸別に掃立數量、收購等の明細書を出させることにしたことなどで、養蠶家は全部組合に加入してゐるから各戸の掃立數量から收購、繭の賣値迄極めて正確な數字が得られるわけである、一方隔月から發行しつゝある町報を利用して町民に統計知識を注入するなど特色ある努力を拂つてゐる。

最後に下妻の物産について記してみよう。前にも述べた如くこの町には取立て、稱するほどの物産とては何もないといつてよからう、豊沃なる耕地に包まれ、養蠶業また頗る盛んにして、古來それ等の産物は悉く下妻に運ばれてから處分されたといふのだから、製糸工場の一つや二つは現はれて然るべきだが何もない、數ふべきは酒に桐材、製粉、製麵等で酒は『與登川』『澤ノ松』『松風』の三軒で年産千三百五十石此價格九萬二千四百七十五圓、『澤の松』は澤部町長の醸造にかゝるものであるが、是等年産九萬余圓の清酒は他に移出することなく、殆んど地元で處分されるといふから、同地方人の酒の趣味は推して知るべきである。

桐材は多く下駄の甲で年産八萬四千足から多い時になると十二萬足、東京、静岡方面に賣出し、之に加工して塗下駄となり、表付きとなつて再び下妻に現はれ、町をはしめ附近村落の人々が盆、正月の履物に供せられる譯で、日本の絹糸が外國に輸出され見事な織物になつて再び故國に歸ると同

よ』となり、次ぎの年には『他町村の模範たるは欣快なり』と、譽れの言葉によつて飾られてある。この意氣を以て、この調子を以て進んで行つたなら、單に帳簿の上の評語のみでなく、やがて晴れの榮譽を荷ふのも遠くはないであらう。尙ほ前後するが、この町では調査員が協力一致してゐるやうに、町長以下役場員もよく和合し、何事も協心戮力、わだかまりを残さない、統計費などについても小澤主任の希望に任せて極めて順調に運ばれ、數年前迄五圓位の手當で扱はれてゐたものが

現在では二十圓の

手當に米生産手當が

三圓、外に我が『茨城統計』も調査員手帖も町から無代で配付し毎年夏時に開かれる統計講習費も相當に計上して一面調査員の慰勞の意味をもふくめ、指導訓練即ち年數回の打合せ會の費用も定めてある、其他この町の統計事務で、ちよつと他と異つてゐるのは千葉縣下の統計模範村で行つてゐたと同様米生産調査に調査員を二人つゝ組みにして正しきが上にも正しきを期し、數年來これを實行してゐることや、蠶業上の統計を町内十四の養蠶實行組合と連絡をとり、小票の如きもの

様である。

小麦は米と共にこの地方の特産品で品質頗る優秀、今度農銀の風戸支配人等が經營することになつた下妻製粉株式會社において一手に處分され、東京方面へ移出される外、

下妻特産の「うんべ」

となつて祇園祭とか

お盆とか、いはゆる物日の食膳を賑はすか、となつてゐる昭和九年の産出四萬二千貫、この價格二萬七千三百圓とは素晴らしい。菓子は『松皮せんべい』といふのも相當知られてゐる。

更に名高きものに親鸞の遺蹟光明寺あり、七百二十余年前の創立にかゝる多寶院があり、普門寺、光岸寺等大小十數の寺院を數ふるも異とすべく、石堂の『はたる』は光の大きな点で全國に知られ、學徒の研究資料にもなつてゐる。

以上は下妻における最近の觀たまゝを記したものであるがやがて町長の理想が實現され、砂沼を中心に水の都が形成されることにもなれば、その發展は計り知れぬものがあらう。

x

x

x



思ひ設けず飛込んだ 調査員の座談會

大自然に恵まれた麻生の一日

(町の範模計統)

やがて來らん水の都の下妻をたゝへて更に私は、水郷の秋を稱すべく憧れの麻生町を訪ねた。

この日恰も陰曆二十四日、孟蘭盆會にあたるとして、村の娘達がおしやれして三々五々、朝のすがすがしい町に趣きをそへてゐた。

役場前で自動車をおりると先頃房總めぐりに同行した統計主任正木邦司氏が出迎へられて『恰度いゝ處です。今二階で統計調査員の座談會をやつてゐますから是非覗いて……』といふ。勿化の幸ひと早速二階へ上つてみると國勢調査員も交つて二十名ばかりが方形陣を作り、町長箕輪喜平氏が座長席に立つて選舉と國勢調査を混淆して法に觸るゝやうなことはないやう懇々と注意してゐるところであつた、時に午前九

時。全員ズラリ並んで傾聴してゐる。聞けばこゝの調査員は常によく時間厳守の範を示し、何かの集りにも九時といへば九時、八時といへば止八時に必ず開會が出来るやうに萬障差し繰つて馳せ參する、普通農村の弊として殊にお盆とか物日とか地方の休み日などには各種の會合が催されるが、遊びがてら行つてみよう位にあしらつて、てんで時間など問題にされてゐないのだが、こゝ麻生の調査員は定刻九時には一人残らず出席して町長さんの挨拶を聴いてゐるのだ、頼もしいことである。

かくて町長の挨拶がすむと、正木主任司會のもとに、直ちに座談會にはいつた。かいつまんで會の模様を記してみよう。

正木主任 わが麻生町の統計が近時漸く縣下に認められるにいたり

ましたのは役場の取扱がいゝからではなく直接その衝にあたる皆様の献身的努力の賜ものでありまして、事務主任の自分といたしましては衷心感謝に堪へない處であります、本日は國勢調査豫習の打合せがありましたので、その機會を捉へてこの座談會を開いた次第ですが統計の重要なことは今更喋々を要しません、既に御承知の如く今日やかましく叫ばれてをります経済更生の基本をなすところの産業の開發、生産物の處理、販賣購入の統制等悉く統計によらねばなりません、大きく申しますれば國の政治も統計から出てゐるのであります統計なくしては何事も出来ません、我々は斯くの如く重要な統計事業に従事してをるのでありますから尙ほ一層力を注ぎ私も皆さんも一身同体、打つて一丸となつて努力し一段の向上を望みたいと存じます、本日は孟蘭盆で折角のお休みの處をお集り願ひましたのも之れがためで統計上の一般的事務につき改善したいとかいふやうな点につき忌憚なき御意見なり体験なりを承りたいと存じます、山口政衛さんにお願ひいたします。

山口君 私は統計調査員を長くやつてゐるといふだけで大した経験もないのですが、折角の御指名ですから僭越ながら今日迄の経験と將來の希望、それに受持區域のことについて申上げてみたいと存じます。私は統計にたつさはること約十年になります、以前からみますと調査は大變複雑になつて來ましたが、町當局がよく統計を諒解され優良町村の視察にも出られる、又研究會に出席されました結果を主任から承りましたりして自分の行ひつゝある處と

比較對照し頗る有益であると感じまして視察にも又毎月の集りに

も一回も缺かさず出席してをる次第であります、持區についても毎月といふわけにはいきませんが米生産の如き就中主要なもの、調査があります時には部内各戸のお集りを願つて懇談を重ね調査の徹底を期するやうつとめてをります、私の持區は水産關係が多いのですが、初めは納税關係とみて集りも悪く、思ふ様にいきま

せんでしたが、近頃では私の顔を見ると『あゝ統計だな』といつて進んで申告もするし、會合にも出席するやうになりました。大盛與重君 我々が斯うして集つて研究をするといふことは非常に効果があると思ひます、この座談會なり、各地の研究會なりを一層擴大して郡全体の聯合會の如きものを農閑を利用して開催するやうにしてはどうか。

正木主任 そのことは少くとも年に一回位やつて貰ひたいと思ひまして郡の研究會から縣の方へも願つてあるのですがまたその運びに至りません縣統計協会の創立につきましても我が行方の研究會が與論喚起の一役を勤めたことは皆様も御承知の通りでありますかういふ次第で唯今の御意見も縣の方へ申上げることにはいたしませんから聽て實現されるであらうと存じます。

諏訪與助君 統計思想普及のために町勢要覽の如きものを全戸に配付したり、活動寫眞等をやつたりしたら如何でせう。

正木主任 町勢要覽を毎戸に配るのは大變結構なことでも當局でも考へてをります、それもあまり委しいのになるとよく見ないから町の人口は幾何、米の生産高は幾何とかいふやうに來客がありましても、又自分がお客に行つた時でもお話の材料になる程度のもの

は町民誰もが知つていた。さういふ考へて是非實行したいと思つてをります。千根晟君 統計が課税に關係があるといふ考へはなか／＼ぬけない、例へば米生産の如きも生産者が一番よく知つてる筈なのですから生産者が進んで正直にいつてくれればいゝのですが、どうもまだソコ迄いかない、つまり統計思想の普及徹底せぬゆゑんで、これは直接事務に當る我々から折にふれてわかり易く説明するより外ありません。

とて『茨城統計』五月號に掲載した關本町長池田穰氏の『統計普及と數の觀念』を



【眞寫】座談會の光景を正面でつて右に箕輪町長左に正木主任

引用して説くところあつた。齋藤久雄君 縣統計協會の雜誌『茨城統計』は調査員にのみ配つてゐるやうですが、あれを町民一般に讀ませることにすれば私達が調査するにも大變仕事がしやすいと思ひます。

正木主任 『茨城統計』を各戸に配るといふのは至極結構なことですが町の財政が許しませんので十年度には遺憾ながら御希望に添へかねます何れさういふことになる時期があらうと存じます。齋藤君 米生産の如き大きな調査のあります時には、その直前に宣傳マツチでも配つたら効果があると思ひます。

男庭善野右衛門君 マツチへ統計に關した流行歌でも入れたら一層よからうと思ふ

正木主任 誰か皆さんの中で宣傳の浪花節でも作つてくれるといふのですが、一体統計といふものは地味なものだから説明する方は随分熱心にやつても聴く方がサツパリ熱心にならないので困る、浪花節でも出来て朗かに聴いてるうちに成る程と考へさせるやうなものなら非常によからうと思ふ

山口君 統計協會の雜誌はせめて農家組合位迄には讀ませることにしてはどうです。

正木主任 成るべくさうしたいと思つてゐるが何分にも財政が……男庭君 穀物検査の雜誌のやうに勧誘して賣付けたらどうです、月十錢とは實に安い雜誌ですよ

正木主任 簿冊の改良整理について御意見を承りたい何回もいふやうですが統計はちよつと一般には趣味のないものですから簿冊の編纂でも氣持ちよくしておいて第一印象をよくして誰でも進んで

見たがるやうにするのが必要です、米の生産調査について見取圖とか坪刈の方法とかにつき大盛さんに伺ひたい

大盛君 現在の見取圖では耕作者が變る毎に引抜かねばならぬ、一枚を一筆と限つてカード式のやうにし耕作者が變つたら差ししかへることにしてはどうか、又作柄をば圖面へ直接に書き込まずに符箋でもつけて何年も使用に堪へるやうにしてはどうでせうか

正木主任 縣の方針は符箋することになつてゐるのですが、それは獨り集計がや／＼こしくなつて取扱に面倒を來たすので、當町では獨り耕作者別にしたわけですよ

大盛君 藤上龜壽君 坪刈は最寄の調査員の立會を願つて場所を三ヶ所位選定してやれば間違ひはありません

箕輪町長 生産高の調査についてはいゝ／＼皆さんも苦心されてゐますが實際的の計算は普通農家ではしてゐないのぢやありませんまい、餘程の精農家でなければ何石何斗收穫と判つてをりますまい、大体におきまして皆さんの御調査の結果で間違ひはありません

茲で町長は長時間の熱心な研究を謝すると共に國勢調査に萬全を期するやう繰返し希望を述べ更に選舉と國勢調査を混淆し反則するが如きことなきやう特に留意を促すところあつた。

- この座談會に出席の同町統計調査員は
- 志村新吉
 - 柳町盛國
 - 諏訪與助
 - 山口政衛
 - 大盛與重
 - 立原善雄

齋藤久雄 永作久兵衛
藤上龜壽 男庭善野右衛門
高崎寛次 千根晟

の諸君で、何れも町の中堅人物である、しかもこの町的人物として尙ほ數へあげるならば

時めく鐵道大臣

をはしめまことに多士濟々、清明の風光と共にいと華かに、麻生は先づ是等の人物に大いに惠まれてゐるといつてよからう即ち我等の大臣内田信也氏はこの町の出身にして、往年大臣を目指して豪華なる政戰の第一歩を踏み出したのは此處だ、行鹿の山河ために悉く靡いて衰まじかりし勝鬨の音色は今も郷人の腦裏に浸み込んでゐることであらう、町會議員には縣下屈指の大地主先きの長者議員高崎三重郎氏があり、縣會議員の小沼哲雄氏があり、民政黨の長老立原鐵太郎老がある、是等の人々の間に伍して統計調査員諸君は或ひは區長たり、或ひは農會代表たるなど押しも押されぬ存在をなして麻生町自治のために貢献してゐる、町長箕輪喜平氏は永く行方郡役所に勤めてゐたが大正十五年七月麻生町助役に就任、昭和七年町長に擧げられた、謹厚溫和の好紳士で町民から慈父の如く敬はれてゐる。助役は目下欠員、收入役坂本美雄氏亦堅實に町の經濟を切りもりしてゐる、統計主任正木邦

昭和八年五月二十三日

事項

- 一、市町村統計費補助増額の件
- 一、統計調査員待遇向上の件
- 一、縣統計協會設立の件

各郡また此の趣旨を賛し全縣下研究會長の名を以て縣當局に促進運動を起し、縣當局の周到なる用意と合致して本縣統計協會の創立を見るに至つた次第である。斯くの如く思慮遠大の正木氏には一面貴ぶべき創作的の閃きが豊富に養はれてゐる。町の調査區見取圖の如きも氏の獨創になるもので各調査區毎に簿冊を分け耕作人毎に一枚つゝの彩色せる見取圖を筆別に作り、反別、作柄等を記入し、誰が繕いても一見して何の誰方の耕地は何處に幾筆あつて、九年度には幾何の收穫があつたといふやうなことがハッキリとわかる、集計にも便利であるし

町勢を知る唯一

の基本簿ともなる調査員は毎年之を一冊つゝ自ら筆を執つて作製する事に實によく習慣つけられてある、それもこれも正木氏の指導宜しきを得てをるからで、調査員會は毎月開いて

司氏は箕輪町長が郡役所に在る頃共に郡役所で働いた人で役場にはいつて満七年、ガツチリしたその体軀が氏の全貌を物語るやうに、極めて健全なる思想を持ち頭腦明晰、思慮深遠事に當つて動ぜず、過たず、統計主任には最もふさはしい人物、女房役を持たない

町長のよき輔佐

役として無くてならぬ人となつてゐる。氏が統計に就ての經驗は大休座談會における司會ぶりで窺ひ知ることが出来るが氏は夙に統計の刷新改善に意を注ぎ、統計思想の普及に努力し、現に統計協會行方支部の幹事といふことになつてゐるが事實同郡の統計を指導してゐるのは正木氏であるといつても過言でなからう、今回の國勢調査についても、極めて判り易く注意を綴つて町内に配付すると同時に、郡内各町村にもはかつて之を郡内一般に配ばらせることにした。昭和八年五月二十三日同町に行方郡統計大會を開催さるゝや、率先奔走して満場一致左の決議をなし、之を各郡研究會に呼びかけた。

決議

諸般の施設企畫の根底は統計の刷新改善にあり統計智識の普及は寔に緊要なるものと認む仍て統計機關の充實整備を圖らんが爲左記事項の方途を講ぜられんことを希望す
右決議す

腹藏なき意見を交換し、親睦融和をはかりながら互ひに連絡をとり、研究を積んでいく、『斯く申しては失禮ですが調査員諸君はほんたうによく働いてくれるから我々は全く幸福です、何事でも自分の手足を動かすやうに活動してください』と正木氏は感激に充ちた、面持ちで語られた。

かく調子を揃へ、眞に一身同体となつて眞剣に活動されるから成績はますますあがる。しかも麻生町だけでなく、之を善隣に施し、相共に國家の重要事業のために良果を収めやうとしてゐるところ大いに賞揚すべきであらう。

麻生町は南面一帯約一里霞ヶ浦に沿った水郷の名地



【明説眞寫】前向つて右より三目町長箕輪嘉平氏・同目統計主任

正木邦司氏其他統計調査員

であるだけに二百七十二町六反余の水田を有し米の産額は旱害に悩まされた昭和九年ですら六千餘石に達してゐる。こゝに不可解なのは名だたる水どころで、四時滿々たる湖水をたゞへ、水を枕にしてゐるのだから水害こそ想像されるのだが、何時も旱害に苦められることだ、昭和七年の大旱害には百二十町歩が枯死無毛の地と化し、同九年にも七十町歩から無收穫状態の惨状を呈した。その結果旱害豫防の種々な工作も施され一方二毛作も奨励されてゐるから漸次この惨害も緩和されるであらう。次は水産で、ワカサギ、白魚、ウナギ等九年度には五萬一千九百五十三圓の産額に上つてゐる、ワカサギは生のまゝ土浦に運ばれ土浦名産焼ワカサギとなつて賣出されるさうで町では折角の名物入様の名で賣出されるのは強腹だ、何と

かして町直接に賣出したいと案を練つてゐる、この地方また竹細工（ザル、養蠶カゴの類）の産出多く年産二萬餘圓を數へてゐる、現在戸數八百二十四戸、人口四千五百八十三人、内自作農四十二戸、自作兼小作百七十八戸、小作百七十七戸商業百二十九戸、漁業七十二戸其他二百七十七戸富の程度が高

懐る具合もよく

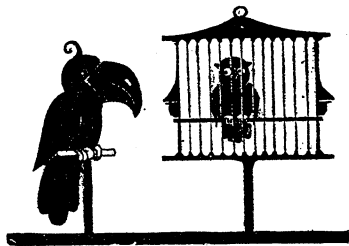
昭和六年には國稅完納二十年で稅務監督局から表彰され、現在でも他へ轉住者が稅金をそのまゝにして行く位が滯納の部にはいつてゐるだけで町永住者には一文の滯納もない——が如何に裕福だからとただそれだけで甘んじてゐるわけにもいかない、隣接潮來の大々的な觀交客吸引策に引きずられて麻生でも此程觀光協會を作り天然の風光、就中天王崎一帯の

景勝と指呼の間にある浮島の神秘郷とを呼物に、都人士を招き、一方また流行の小唄でも作つて大いに宣傳しようとする、湖畔に立てば神秘の浮島は、呼べば應へん。島の名物バンガローは手にとるやうに見える、このバンガローといふのは印度ベルガル地方に特有な住家をそのまゝ茲に移したもので、草葺きの原始的な構造が都人士の趣向に投じて非常に歡迎されてゐる、現に夏中多數の東京人がこの島に生活してゐるのだから、之を誘つて麻生に眞の水郷美を味はせることは敢て難事でもあるまい、小唄が出来れば歌入りのマツチでも作つて大いに宣傳につとめるさうで、マツチの宣傳では先年米生産統計調査に之を考案し、よき思ひつきとして好評を博してゐる、何しても秀麗なる大自然の佳景を有つ麻生の前途は、更に之が利用の方法如何によつて、層一層惠まれに違ひない、幸先きを祝つて擱筆する。

關東府縣 統計事務協會議

關東區一府八縣の統計關係者が協同して統計事務の刷新改善を目的として組織せられた同協會議では今回の國勢調査事務打合會を機會に愈第一次協會議を七月五日宇都宮市商工獎勵館に於て開催の運びにいたつた、當日本縣よりは川崎統計課長、虎口屬出席、午前十時山縣栃木縣總務部長の開會の辭について萱場同縣知事の挨拶があり直に各府縣提出事項の審議に入り午後四時閉會、翌六日は内閣統計局より出席された高田人口課長の國勢調査に關する注意並本年實施せられる國富及國民所得調査に就ての説明協議あり午後三時終了した、本縣より提出した事項は次の如くで次回開催地は埼玉縣の筈である

- 一、農作物の被害調査費の交付方要望の件
- 一、農林省統計報告規則様式中改正方の件
- 一、工場調査票様式改正方の件
- 一、學齡簿の整理監督に關する件



實務道場

統計調査の葉 [5]

☆……統計が進歩し統計が利用されることに

☆……よつてはしめて完全なる國策は生れる

柿やリンゴの調査に就て……

— 調査員諸君に御注意 —

残暑尙厳しき九月のなかば、冬期調査の注意とはチト其の時期では無いが、果實中のカキ、リンゴ、ミカン等の如く次號發行の十一月十五日迄には既に收穫を爲すものもあるもので特に本號に之れが注意を掲載すること致します。

カキ、リンゴ、ミカンの果實調査に當りては果樹園をなして居るものは、果樹園調査原簿に依り、果實調査票（果樹園の部）に字名、地番、調査原簿面反別を記載し、冬季の欄に右果實の種類を記載し、其栽培反別、樹數、收穫高を調査するの

であります。

但し同一地に春季、秋季の孰れかに屬する果實の植栽しある場合には既に之が調査票は作成してあるから、此の票の冬季欄に記入すれば宜しいのであります。

又果樹園以外のものに就ては一人毎に果實調査票が出来て居るから、其の冬季調査の欄に記入するのであります。

然して樹數の調査は結實の樹齡に達したるもののみを調査するのであるが此の場合には收穫皆無のときと雖も總て調査

する必要があるのであります。

〔米第二回豫想收穫高〕

(市町村報告期十一月三日限)

本調査は十月末日現在に依り調査の上十一月三日迄に本廳へ報告書到達する様進達することになつてゐますから報告期日を誤らぬ様特に注意を願ひます。

豫想收穫高の調査方法は米第一回豫想收穫高と同様でありますから本誌七月號を参照せられ取扱ひを願ひます。従つて説明は省略いたします。

備考欄へは米第一回豫想收穫高に比し増減の事由を數字を以て記載するの外に氣候の適否、用水の過不足、施肥の多少、發育の経過及病虫害風水害等の有無を必ず記載して頂きます。

〔園藝農産物蔬菜及花卉ノ二〕

(市町村報告期十一月十五日限)

本表はインゲンマメ、キウリ、シロウリ、カボチャ、スイカ、マクハウリ

ナス、トマト、ハナユリ(花百合)等についで調査員が其の作付反別を夏季調査として七月から八月に涉つて調査したものを集計表に纏めて提出したものに依つて調査するものであります。

インゲンマメは未成熟のものを莢の儘食用に供するものが相當多いのですが、これは成熟したる時の數量に換算して石を以て算出計上することになつて居ります。

ハナユリは専ら觀賞用に供せられるものでありますから、花を目的として賣却することの出来る様な成育を遂げた第二年作の收穫數量を調査すべきもので作付反別の計上も亦同様の方法に依つて取扱ふのであります。

〔人口靜態統計表に就て〕

(市町村報告期十一月二十日限)

毎年十月一日現在にて調査せらるゝ人口靜態統計表は大正十一年十二月本縣訓令甲第三十七號人口統計材料表

取扱手續に依つて本籍人口を戶籍簿で調べ、尙其の外出入寄留者は公簿の外實地に就いて調べ、在陸海軍部隊艦船者、在監者、内地外又は外國居住者若くは所在不明者などで十月三十一日まで判明せる者を加除して調べるのであります。

本表「出の部」は本市町村の本籍人口中本市町村外に在る者の數「入の部」は本市町村内に本籍を有せざる者について本市町村に寄留する者の數を調査の期日に於ける現在に依つて其の十月三十一日迄に知り得るものを調べるのであります。本市町村に住所寄留をなす者で更に他市町村へ住所外寄留を爲す者は本表中何れの項へも計上せず「附表第一」へのみ計上するのであります。在陸海軍部隊艦船は現に入營中の者及陸海軍學校生徒を計上するのであります。在監者は受刑者刑事被告人留置場拘留者などを計上するのであります。在樺太は同島中帝國の領土に居住するもの

を掲げ露領にあるものは在外國に掲ぐるのではありません。關東州は旅順金州大連の三民政署管内に在るものを掲げ他は外國に掲ぐるのではありません不詳は未だ除籍の濟まない行衛不明又は失踪の

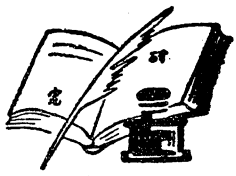
様なものを掲ぐるのであります。道府縣外よりの欄に記入した數字は更に、「附表第二」へ再掲するのであります。現住人口は本籍人口に本市町村へ寄留者を加へ出の部總計を除きたるもので

あります。現住戶數は一世帯をなす竈數で戶籍に依る戶主數ではないのであります尙備考には調査の方法及前年に對比し著しき差異のあるときは必ず備考に具體的説明せらるゝ様せられたい

國富及國民所得調

内閣統計局では本年十二月末日現在に依つて國富及國民所得調査を本縣外三十三府縣に對して標本的實地調査を施行することになつた、本調査は昭和五年既に他府縣に於て調査されたのであつたが本年は新に本縣も該當縣に加はることになつたのである、本縣への配當世帯總數は千百八十八世帯で種類別にすれば農業七百四十五、水産業三十三、工業百二十七、商業百六十三其他百二十で調査すべき事項は左の如くである

- 一、國富資料
- 1、耕作反別
- 2、住家
- 3、附屬建物延坪數
- 4、年末現在手持産物價額
- 5、家具家財
- 二、國民所得資料
- 1、一ヶ年間の生産物
- 2、生産に要する經費
- 3、一ヶ年間に於ける生産物の販賣高等



統計相談所

統計に關し疑問なり又は不明な点がありましたら、御問合せ下さい。誌上にて丁寧にお答へ致します。

一反歩收穫高決定に就て

(問) 本件に關しては縣より屢々指示注意せられ從來調査會に於て各種農産物反當を合議決定し來ましたが左記の如く著しき反當相違する場合合議によらず各調査區毎に一反歩收穫高を決定する方が妥當と認められます如何でせうか

- 甲調査區 大麥畑反當 上作二石五斗 中作二石
- 全 全 下作一石五斗
- 乙調査區 全 上作一石五斗

(答) 各調査區毎に一段歩收穫高を決定すると收穫高を算出するのに非常な手数を要しますので、各區の平均(全村の收穫高を得るのに適當な反收)を合議決定することに規定してあるのですが各調査區毎でも結構です、尙調査に當り上、中、下作の標準を決定し之に當はめて調査すれば本問の如き反收は生じません

(問) 春蠶給桑に關し他町村より桑葉を購入し給桑に差支なく飼育したる場合春蠶表備考の四は桑葉不足とするものか又は過不足なしとするものなりや

(答) 桑葉不足とし其の状態記入の事

春蠶表

(問) 甲乙二者の掃立したる後の蠶種を丙は掃立し相當の收繭量を見ました、丙の掃立蠶種互數調査に對しては如何にすべきか、勿論甲乙二者の一瓦當りの收繭量相當あります、又蠶作不良にして投蠶すべき蠶兒を貰受けて飼育する者も一戸の養蠶家として調査すべきでせうか

(答) 甲乙の掃立數量を控除し丙の掃立數量を加ふるを可とします



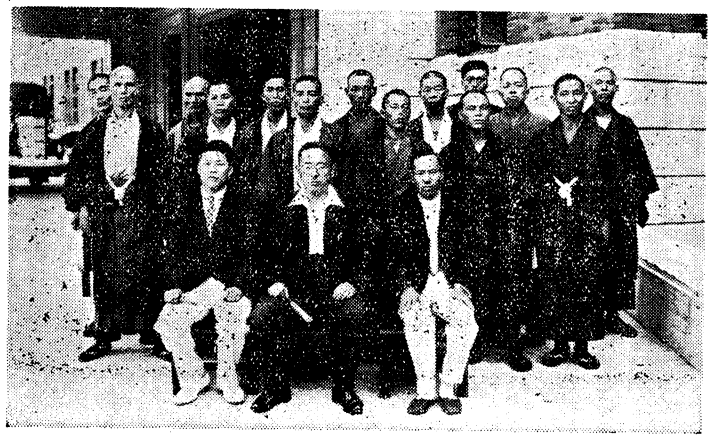
優良町村視察

◇……口繪の寫眞参照

各地統計調査員の優良町村視察は一層多きを加へ、熾烈なる研究慾に燃えつゝあることは眞に喜ぶべき現象で、是等視察により何れも好ましき良果を收め改善の跡見るべきものがある、巻頭口繪寫眞の如く

- ▲筑波郡小張村統計調査員は平磯に開かれた講習會に出席の歸途七月三十一日統計主任山口書記に引率されて縣統計課並に貴賓室等を視察
- ▲久慈郡賀美村は夙に統計模範村として知られてゐるが尙ほこれに満足せず、益々研究を進め七月二十五日には助川助役及び助川統計主任をはじめ調査員一同、調査員服にゲートル姿で那珂郡佐野村を視察し、更に縣統計課を訪ね、農人形前に記念撮影して引きあげた
- ▲眞壁郡河内村統計調査員は杉山助役、

- 杉山主任書記に引率され八月十二日模範村視察かたゞ縣廳や市内を見學した
- ▲筑波郡眞瀨村統計調査員は七月二十九日同村小學校長田中守三郎氏(寫眞前列左から三人目)助役山田泰次郎氏(同四人目)統計主任宇津野書記(同左端)等と共に多賀郡河原町を視察、縣廳に立寄り統計課小林屬及び郡擔任岡崎主事補等と協會のカメラに収まり市内を見學した
- ▲新治郡榮村調査員は七月五日村長片岡千次郎氏及び豊島主任に引率され那珂郡佐野村を視察し歸途縣廳を見學した
- ▲北相馬郡高井村では七月十八日村長宮本茂重郎氏が先頭で野口統計主任書記以下統計調査員一同、是れまた那珂郡佐野村を視察、清水村長や根本主任から種々聽取して縣廳を見學した(以上口繪寫眞参照)
- 尙ほ八月三十日那珂郡芳野村調査員一行十五名は郡内の優良村佐野、村松兩村を視察して縣廳に來り郡擔任渡邊屬



の案内で廳内を見學後、協會のカメラに收まつて歸村した、茲に掲ぐる寫眞が即ちそれで前列向つて右渡邊屬、次が川崎統計課長

け書に直正りよく書に手上

日一月十年十和昭
書告申査調勢國

世帯 番号	世帯 長	世帯 員	氏名		性別	出生年月日	婚姻関係	本 住 地
			姓	名				
一								
二								
三								
四								
五								
六								
七								
八								
九								
十								

昨日来て明日行く人も数に入れ

子澤山落ちはないかと考へる

たいっ近は切締賞懸

國勢調査による
本縣の人口豫想

第四回目の國勢調査はいよいよ十月一日を以て行はれ、昭和五年の國勢調査後における我國の人口及び人口の構成が如何なる推移を辿つてゐるか、我が國勢が如何なる動向を示しつゝあるか、この調査によつて明確にされる譯であります。

殊に今回の國勢調査は、方今の國狀に鑑みましても、極めて重要な意義を有するものでありますから、一層心して國家的大業の完成に努力せねばなりません、然らば我が茨城縣では既往五ヶ年間に如何なる變遷を來したてでありませうか、人口はどれ位殖えたか、又減つたか、國狀の推移變遷と共に、縣民全體が關心を持つところの頗る興味ある問題とされてゐます。

即ち前三回の國勢調査によつて調べあげられた本縣の人口は

大正九年	一、三〇、四〇〇人	二、一、六六二人	・四五五
全十四年	一、四〇、〇六二人	一、五、六六二人	・四五五
昭和五年	一、四七、七〇七人	一、五、六〇二人	・四五五

であり、其の後の製糸、炭業不振に依る影響はどうか、人口の自然増加及歸農者と軍需工業の活況に依る増加はどうか、それ等の觀察の如何に興味は集中される譯であります。しかして昭和九年十月一日現在を以て、別な調査方法を以て調査しました百五十七萬二千八百二人に比較してどんな結果を得るか、之は十月一日午前零時現在の調査によらねば神様でも判らないのです。之を左記規定に依つて皆さんと共に豫想したいと思ひます、「はがき」一枚で済むこととす、奮つて應募されたい。

應募規定

- 一、問題 昭和十年十月一日の國勢調査に依る茨城縣の人口
- 一、應募 一人一枚
- 一、期限 昭和十年九月三十日限り
- 一、用紙 「郵便はがき」にて住所氏名を明記すること
- 一、宛名 茨城縣廳内茨城縣統計協會
- 一、賞 拾圓 一人
- 二、等 五圓 二人
- 三、等 參圓 三人
- 等外 十人
- (1) 審査 審査長は統計課長とし、同課員を審査員とする
- (2) 審査の結果適中者多數あるときは抽籤により當選者を定む
- (3) 若し適中者なき場合は最も近きものより順次當選者を定め是亦同數者ある時は抽籤による但し差數二千を越ゆる時は入選せしめざることあるべし
- 一、決定人口 内閣統計局の結果速報人口に依る
- 一、發表 茨城統計誌上に於て發表す

- 昭和十年國勢調査は十月一日午前零時の現在に依り帝國版圖内に現在する者に付左の事項を調査するのであります
- 一、氏名
 - 二、男女の別
 - 三、出生の年月日
 - 四、配偶の關係
 - 五、常住地



豫習も好成绩に濟んで 待たるゝ十月一日

六千五百の國勢調査員が 手腕を發揮するのは此時！

國勢調査は着々と事務も進捗して調査係員の打合せも前號所載の如く行はれ調査區の設定も縣から認可され、六千五百六十九人（豫備員共）の國勢調査員は七月二十日付を以て内閣から任命となり徽章と共に各市町村に發送、それ／＼傳達された、續いて申告書其の他の印刷物も連日に亘つて各市町村へ發送せられたので愈々本格的の行動が開始され九月一日の豫習も好成绩を以て終了し、待たるゝは十月一日である、慎重事に當り遺憾なきを期したい、尙ほ國勢調査區及調査員數を郡市別に示せば次の通りで前回に比し調査區數においては十二を減じたが、世帯概數は八千百十九を増した。

郡市名	調査區數	調査員數	豫備員數	世帯概數
水戸	一五二	一五二	三〇	三、五四
東	四八三	四八三	六〇	一、九六
西	二五〇	二五〇	三〇	三、五五
那	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
多	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
久	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
鹿	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
稻	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
新	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
筑	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
眞	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
結	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
北	四九〇	四九〇	六〇	三、七六
合	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
相	三、七〇	三、七〇	六〇	一、〇〇〇
計	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
馬	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
鳥	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
城	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
壁	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
治	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
方	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
島	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
賀	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
慈	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
珂	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
城	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三
戸	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二、七、二五三

國勢調査質疑解答

國勢調査に關する質疑解答は七月十七日迄の分は既に之を取纏めて蒐録し各町村並に國勢調査員に對し臨時國勢調査部より夫々配付されたが其の後の分を左に載録して調査に従事する方の參考に資することとする。

一 調査の範圍

問 外國の船舶にして内地港灣に入港手續中調査の時刻を經過し其の後直に入港したる船舶ありたる場合又は不許可の爲其の儘出港する場合は如何に取扱ふべきや

答 前段の場合には施行令第二條第二項に該當するものなるときは調査すべく後段の場合には調査を要せず

問 沿岸各地に寄港する汽船にして十月一日午前零時に乗船し居る者は全部其の汽船にて調査し右時刻を過ぎ最初に入港する港灣の調査員又は市町村長に全部の申告書を提出すべき義なりや

答 御見解の通

問 兩町村の境界線に碇泊したる船舶、舟筏は何れの町村に屬すべきや

答 投錨したる町村に屬すべきものなるも其の判定困難なるときは兩町村協議の上之を定むべし

問 甲村内に乙村の飛地あり其の飛地の地籍は乙村に屬するも住民は從來の慣例上甲村の住民として取扱ひ居るを以て甲村に於て調査するを適當と認めらるゝも如何

答 乙村に於て調査すべきものとす

問 皇族が調査期に御旅行中のとき其の隨員は調査すべきか特別區域たる箇所には在らざる場合は市町村に於て調査す

べし但し市町村長に於て随員と打合せ申告の重複脱漏なからしむるを要す

離宮又は皇族の殿邸の構外にして之に附屬する官舎又は其の他の場屋内に在る宮内官吏其の他の者は市町村に於て之を調査すべき義なるや

問 答

御見解の通
施行細則第九條第一號中皇族の殿邸とあるは其の構内全部の稱にして關係官吏、使用人其の他の者の住居する場所（皇族の殿邸の多くは構内を區劃して其の一方は皇族の殿邸とし他の一方は之に關係あるものゝ住宅とす）をも包含するものなるや將又皇族の御起居あらせらるゝ殿邸のみなるや

問 答

構内全部を指すものにして皇族の殿邸の外關係官吏、使用人等の世帯をも包含するものとす
施行細則第九條第二號中外國の大使館、公使館とあるは其の構内全部を總稱したるものなりや將又大使、公使の世帯のみなるや

問 答

大使館又は公使館の構内に於ける世帯全部なり
二世帯
老夫婦同一家屋内又は同一構内に隠居し食事を其の家族と共にする場合假令老夫婦の家計の他の部分が食事に要

其の他の生活費を主人より支給せらるゝ場合に於ては之を獨立の一普通世帯と看る可きか
別の世帯とす而して寄宿舎又は合宿所と認めらるゝ場合は準世帯たること勿論なるも然らざる場合は主人不在の普通世帯として取扱ふべし

問 答

左の場合は準世帯、間貸主の世帯の一員、獨立の普通世帯の何れに該當するや若し此の場合準世帯ありとせば其の種類及名稱の記載方如何
(イ)二三人共同して或る世帯の一室を借受け他より食物を購入し居る場合

(ロ)三人共同して或る世帯の一室を借受け自炊する場合
(ハ)一人にて一室を借受け他より食物を購入し居る場合
(イ)、(ロ)共に準世帯とす而して其の種類は合宿所（名稱なきときは種類のみ記入を以て足る）とす

問 答

(ハ)は間貸主の世帯とは別の普通世帯とす
一人又は數人共同間借して他より辨當を取寄せ又は他の食堂にて飲食するものあり素人下宿人に準じ別の準世帯とせざるを妥當と認む然りや

問 答

間貸主とは別の一世帯とす而して一人の場合には普通世帯數人の場合には家計を共にせざる者の集りたる限り準世帯として取扱ふべし
同一家屋に數人合宿し家賃は平等に支出して各自自炊せ

する費用より多き時と雖一箇の普通世帯と看做すべきか
老夫婦及其の家族を以て一箇の普通世帯とす

問 答
同一宅地内に棟は別なるも家計は同一なる隠居所あり斯の如き場合には別世帯と認められざる限り一世帯に取扱ひ可然哉

問 答

御見解の通
戸籍上分家をなし居るも其の住居及家計は本家と之を共にする場合一箇の普通世帯なりや

問 答

御見解の通
家族が假建築と本建築とに分れて一時居住するときは便宜一世帯と看做し差支なきや

問 答

各別個の世帯ありと認められざる限り一世帯として取扱ふべし

問 答

陸上に住家ありて調査當時右箇所に居住するも港に繫留せる所有船舶の夜番の爲毎夜家族一名宛交替にて宿泊する場合船舶に一の世帯ありとして調査すべきものなりや
單に夜番の爲所有船舶に寝泊りする程度のものならば別の世帯と爲すべきものに非ず

問 答

店舗と住宅とを別にし店員は主人の住宅より食物を運びて給され店舗を寢所とする場合は別個の世帯なりや
單に寢所が店舗にあるときは別の世帯に非ず

問 答

多數の店員其の主人、家族と別に住居し且日常の飲食及

るものあり右は各別箇の普通世帯なりや準世帯なりや
明かに各別の世帯ありと認められざる限り一の準世帯として取扱ふべし

問 答

官吏又は生徒二三人が同一普通民家を各別に間借し食事は別の賄屋にて爲す場合各普通世帯として調査すべきや
尙此の場合間貸主に於て賄ふときは素人下宿の下宿人として其の世帯より申告せしむべきや

問 答

御見解の通
甲乙兩人の女教師各一室を借受け共同自炊する場合は如何に取扱ふべきや

一の普通世帯ありと認められざる限り準世帯として取扱ふべし

問 答

學生又は勤人にして數人共同して一家又は一室を借受け各自順番に自炊すると或は下女を傭ひて炊事せしむるとを問はず準世帯として取扱ひ差支なきや

問 答

御見解の通
山稼人（立木伐採等）にして數人共同して假小屋に生活し居る場合は普通世帯とすべきや

問 答

準世帯とすべきや
準世帯として取扱ふべし
數人共同して間借自炊する場合、間代、食費等の費用を互に分擔するもの（の準世帯の名稱は如何に記入すべきや

答 名稱なきものは種類(合宿所)の記入に止る名稱の記入に及ばず

問 工場、學校等の寄宿舎にして同一構内に在るも數棟に分れ各棟に第一號館、第二號館又は南寮、北寮等の如き名稱を附しある場合には全體を一準世帯とすべきや又は各棟毎に一準世帯とすべきや

答 全體を某工場又は某學校寄宿舎なる名稱を有する一準世帯として取扱ふべし

問 温泉、病院等に於て浴客又は附添人が間借を爲し自炊せる場合は夫々準世帯の一員なりや

答 明かに普通世帯ありと認められざる限り準世帯の一員として調査すべし

問 料理店に於て遊客が調査の時期を經過したる場合普通世帯の來客若は一時宿泊人として取扱ふものなりや又は一の準世帯として取扱ふものなりや

答 料理店に宿泊したる遊客の一團は準世帯として取扱ふべし但し宿泊せず調査の時期を料理店に於て過したるに過ぎざる者は始めて入りたる世帯に於て申告すべきものとす

問 貸座敷、置屋に在る娼妓、藝妓は之を營業主の世帯に屬するものとし遊客は之を準世帯として取扱ふものなりや

答 御見解の通

問 必すしも營業許可の有無に依らず實際の状態に依り決すべし

答 水害等の爲一時罹災民を一定の場所に收容したるときは準世帯として調査すべきや

問 單に一時世帯なき場所に避難したるに過ぎざるものなるときは各自の世帯に在るものとして取扱ひ然らざる場合は準世帯として取扱ふべし

問 乞食、浮浪人等の調査方法如何

答 其現在する所に世帯を有するものと看做して調査すべし浮浪人は一集團毎に一準世帯として取扱ふべきや

三 申告義務者

問 未成年者も世帯主たり得るか

答 御見解の通

問 一人にて世帯ある數箇の別荘を所有し其の世帯主を兼ねる場合に於て調査時期に主人不在なる別荘の世帯に在りては何人が申告義務者なるか

答 事實其の世帯を管理する者を以て申告義務者とす準世帯の管理者とは名義上の管理者なりや事實上の管理者なりや

問 一篤志家の指導の下に共同の勞働に従事し其の収益は共同の生活費に充當する苦學生の集團あり普通世帯なりや

答 篤志家の世帯と明かに別の世帯を成すときは一の準世帯とす

問 貧民又は孤兒等を收容し慈善的事業を營む者の業主及家族は普通世帯として可なるも被收容者は如何に取扱ふべきや

答 被收容者の一團を一の準世帯とすべし

問 左記の場合に於ける世帯の取扱方如何

答 (イ)調査時期に市町村内の假小屋に行旅病人一人ある場合

答 (ロ)調査時期に市町村内の或箇所に數人の浮浪人が野宿せる場合

問 沿岸を航行する船舶にして船員に對しては起臥飲食の設備あるも乗客に對しては寢食の設備なく客室は單に座席のみの設備あるに止まる場合之が世帯の取扱方如何

答 船員の一團は一の準世帯として調査し乗客は申告書記入心被記入者の範圍(ハ)に依りて取扱ふべし

問 下宿が素人下宿なりや否やは營業許可の有無に依りて定

答 事實其の世帯を管理する者を謂ふ

問 拘留人は其の警察署の署長、行旅病人は其の保護にかゝる市町村長が夫々申告義務者なりや

答 警察官署の留置場に在る者は當該官署の長、行旅病人は其の收容所の管理者を以て申告義務者とす

問 十月一日午前零時の現在に於て一時警察官署に檢束せられ居る者は勿論檢束の途中に在る者の如きも準世帯として警察官署に於て申告すべきや

答 御見解の通

問 隔離病舎の申告義務者は何人なるか

答 當該隔離病舎を管理する者を以て申告義務者とす

問 寺院の本堂に青年團の合宿所在りたる場合寺院の住職が申告義務者なりや青年團の幹部が申告義務者なりや

問 被記入者の範圍(ロ)に當る者調査員の申告書蒐集迄に歸らず而も其の者が世帯主たる場合には世帯主以外の者が世帯主に代り世帯主の名に依り申告し差支なきや

四 被記入者の範圍

問 十月一日午前零時に世帯内に現在したる者とは普通世帯

員の外世帯主又は之に代るべき者が其の世帯に現在することを許容し又は承認したる者と解し従て同時刻に自己の物置、軒先等に在りたる浮浪人の如きは右に該當せざる者と解し可然哉

御見解の通

住宅以外に別に工場を有する者あり業主は住宅にて起臥飲食を爲し雇人は住宅にて飲食を爲すも工場にて起臥す斯の如き場合に於ける雇人に付ては其の寢室が工場内に在るに過ぎざるを以て業主の世帯員として記入すべきや

御見解の通

間借を爲し飲食料の實費のみ支拂ひ同居する者は別の世帯とせず同居人として申告すべきや

答

間借自炊する者は別の世帯とすべきも素人下宿の下宿人と認めらるゝ限り別の世帯とせず同居人として取扱ふべきものとす

問

藝妓、娼妓、酌婦中には自前持と稱し衣食費を自辨し只單に業主と同居營業する者あり業主の世帯員として取扱ふべきや

御見解の通

通勤の雇人にして別に自己の世帯を有するもの調査時期に主人の世帯に居合せたるとき何れの世帯に於て申告すべきや

答

既に記入したる自宅の申告書を抹消することを得ば之を抹消して現在の世帯に於て申告し若し抹消すること能はざれば自宅の申告は其の儘と爲し置き現在の世帯に於ては申告すべからず

問

被記入者の範圍(ロ)の場合に於て夜勤、宿直等の爲世帯なき場所に在り十月一日中に自己の世帯に歸らずして引續き旅行するが如き場合に在りても一旦歸りたる者と看做し取扱ふべきや

(ハ)の場合に於て十月一日午前八時後に始めて世帯に到着したる者は脱漏とならざるや

答

十月一日中に自己の世帯に歸るべき者なるときは偶々引續き勤務し又は旅行することあるも被記入者の範圍(ロ)に當るものとして取扱ふべし

問

(ハ)の午前八時は調査員が各世帯に就き申告書の蒐集を開始する時刻を取りたるに過ぎざるを以て若し到着したる世帯の申告書が未だ蒐集せられざるときは午前八時後と雖之に記入し蒐集後なるときは調査員又は市町村長に申出で追加申告の方法を取り脱漏を避くべし

問

被記入者の範圍(ロ)に於て「十月一日中に自己の世帯に歸るべき者」云々とあるも九月三十日より引續き夜業勤務し十月二日に至らざれば歸宅せざること明かなる職工等は如何に取扱ふべきや

答 調査の時期に現在したる世帯に於て申告すべきものとす
問 醫師患家の求めにより九月三十日午後十一時に往診し十月一日午前零時に患家に現在したる時は患家に於て申告すべきや

御見解の通

問 病院に於ける入院患者の見舞客にして病室に同宿せるときは如何に記入すべきや

答

病院の準世帯の一員として記入すべし
問 麻雀、碁、將棋等の俱樂部及玉突場(何れも世帯の在る場所)に於て偶々調査の時期を経過したる客は準世帯とすべきものなりや又は當該世帯の世帯員とすべきや

答

麻雀、碁、將棋の俱樂部、撞球場等に於て調査の時期を経過したるに過ぎざる場合は各自の世帯より申告すべきものとす

問

午前八時に至り死人を發見したるも調査時期に其の生死何れにありたるか判明せざる者は記入上如何に取扱ふべきや

答

設問の如き場合は調査するを要せず
問 十月一日午前零時に汽車旅行中なること豫め明かなる爲自家に在りたる者として申告すべき旨を申し残して出發したる者途中零時以前に下車投宿せる場合は如何にすべきや

答

例示の如く他の世帯に於て申告せらるゝことなく十月二日に自己の世帯に歸るべき者は便宜豫め自己の世帯より申告せしむべし

問

調査時期前に自宅を出發して旅行せし者十月一日中に自己の世帯に歸ること明かならざるを以て其の儘旅行せしも結局何れの世帯にも入らずして四日以内に歸宅せり此の場合調査員又は市町村長に申出でたるときは其の世帯の申告書に追記せば可なるや

答

御見解の通
問 調査期以前に於て行先未定にて出發せる旅客等が十月一日午前八時迄の間繼續旅行中なるときは結局記入洩となる虞あり之が救済方法如何

答

十月一日中に始めて到着したる世帯に於て未だ申告書蒐集前なるときは之に記入し蒐集後なるときは調査員又は市町村長に申出で調査を受くべきものとす

問

旅人宿等に於ては九月三十日又は其の以前に出發する旅客に對し十月一日午前八時迄の間に於ける所在を質し其の答に依りて記入の可否を定むべき義なるや

答

御見解の通
問 單獨世帯主にして九月三十日宿直後其の世帯に歸らず引續き旅行したるときは旅行先に於て施行細則第八條の手續を爲すべきや

答

手續を爲すべきや

答 御見解の通

五 氏 名

問 氏名が戸籍上のものと通稱のもの異なるものある時は何れにても可なるや又行旅病人、外國人等にして氏名不詳のものは「不詳」と記入すべきや

答 本名を記入すべきも本名の知れざる場合は通稱に依るも差支なし

氏名不詳の者は俗稱又は渾名を記入し俗稱、渾名なき者は不得已に付「不詳」と記入すべし

問 内縁の妻、妻の連子、内縁の妻の父又は母等が同居し事實家族と認むべき者なれども戸籍上世帯主と氏を異にする場合は事實に依り世帯主の氏を記入するが適當なりや

答 世帯主の氏を記入するも差支なし

問 夫妻養子の記入順位は一般親族の後に記入すべきや

答 養子は實子と同様に取扱ふべし

問 兄弟姉妹の記入順位は男女の順序に依るか又は生年月日の順序に依るか

答 出生の順序に依るべし

問 不在の世帯主にして申告書記入後突然(何れに於ても申告せられずして)歸宅せし場合は之を申告書氏名欄の末尾に記載するも差支なきや

答 差支なし

六 男女の別

問 兩性を有する者は如何に記入すべきか

答 申告義務者の認定に依り何れか一方を申告せしむべし

七 出生の年月日

問 出生の年月日の記載に際し明治四十五年の如き場合便宜「明治四五年」の如く記入し差支なきや

答 出生の年月日は「明治四五年」の如く省略記入することは誤りを生じ易きを以て避けしめられたし

問 太陰曆施行時代に出生せる者は太陰曆によりて記入するも差支なきや

答 舊曆に依る出生の年月日を記入すべし

問 太陽曆施行以後に於ても専ら太陰曆を用ひ太陽曆を解せざる者に在りては「舊」と符號を附し其の儘記入せしめ差支なきや

答 差支なし

問 朝鮮人の生年月日は日韓併合前は朝鮮曆に依り併合後は内地曆に依ると解すべきや

答 日韓併合前に出生したる者にして日本曆を知らざる場合には朝鮮曆に依るも差支なし

問 朝鮮人にして出生の年月日不詳なるも數へ年のみ明白なる者あり必携所載年齢早見表に依り出生の年のみを記入すべきや

答 「何歳」と記入すべし

八 配偶の關係

問 法定婚姻年齢に達せざる者にても事實上有配偶なるときは「有」と記入すべきか

答 「有」と記入すべし

問 夫妻の何れか家出して數年間所在不明なる者の配偶の關係は「有」と記入すべきや

答 本人が有配偶なりと信ずる場合には「有」と記入すべし

問 凡て戸籍よりも事實に依るとせば未だ離婚届を爲さざるも離婚の意嚮にて其の家を去り居る者は「離別」と記入すべきや

答 本人の信ずる所に依り記入すべし

問 婚約成立せるも未だ入嫁せざる者は如何に記入すべきや
婚約成立せるも未だ入嫁せざる者は「有」と記入すべきものにあらざ

九 常 住 地

問 本宅に半年、別荘に半年といふ如く生活する者の常住地

答 差支なし

六 男女の別

問 兩性を有する者は如何に記入すべきか

答 申告義務者の認定に依り何れか一方を申告せしむべし

七 出生の年月日

問 出生の年月日の記載に際し明治四十五年の如き場合便宜「明治四五年」の如く記入し差支なきや

答 出生の年月日は「明治四五年」の如く省略記入することは誤りを生じ易きを以て避けしめられたし

問 太陰曆施行時代に出生せる者は太陰曆によりて記入するも差支なきや

答 舊曆に依る出生の年月日を記入すべし

問 太陽曆施行以後に於ても専ら太陰曆を用ひ太陽曆を解せざる者に在りては「舊」と符號を附し其の儘記入せしめ差支なきや

答 差支なし

問 朝鮮人の生年月日は日韓併合前は朝鮮曆に依り併合後は内地曆に依ると解すべきや

答 日韓併合前に出生したる者にして日本曆を知らざる場合には朝鮮曆に依るも差支なし

は如何に取扱ふべきや

答 事實に依り決定すべきも多くの場合本宅の所在地を常住地とするを適當とすべし

問 目下見習にして未だ雇傭確定せざる店員あり若し成績悪しきときは歸郷するが如き者の常住地は如何に決定すべきや

答 住込の店員ならば住込先の世帯の所在地を常住地とす

問 甲地の主家に住込の店員なるも商用の爲各地に出張し常に轉々として移動するものにして乙地に自己の生家あり出張以外に於て本人の居住する場所は雇主の世帯の所在地たる甲地よりも寧ろ自己の生家の所在地たる乙地を主とする場合乙地を常住地として差支なきや

答 名儀は住込たりとも出張以外の時に於て事實主として生家に居住するものなるときは生家の所在地たる乙地を常住地とす

問 年中全國を轉々行商する或商店の外交販賣員にして自己の世帯を有せざるもの、常住地は「ナシ」と記入すべきや
或は所屬商店の所在地を常住地とすべきや

答 各地を轉々として行商する場合の外所屬商店に住込居住する者は當該商店の所在地を常住地とす

問 農民道場に於ける修練生(一箇年收容)の常住地は學生、生徒に準じ取扱ひ差支なきや

御見解の通

陸上に世帯を有せざる下級船員の常住地は繋留地の定不
定に拘らず「ナシ」と記入し差支なきや

傳馬船の如きを除き一般船舶には一定の繋留地なきを通
例とするを以て陸上に世帯を有せざる下級船員の常住地
は「ナシ」と記入すべし

遠洋航海に従事する船舶の船員にして陸上に住居を有せ
ず船内にのみ生活する者に在りても當該船舶の一定の碇
泊港ある場合は其の地を常住地とすべきや

陸上に世帯なく船内にのみ生活する者は「ナシ」と記入す
べし

甲地より乙地に轉住せる家族の一員が整理の爲出發遅れ
調査のとき迄自宅に在りたる場合又は他の世帯に假寓し
居りたる場合の常住地の記載方如何

自宅に在る場合は其の所在地、他の世帯に假寓する場合
は轉住先を常住地とすべし

甲地より乙地に轉住せんとする者丙地たる郷里に長期間
歸郷し調査の時滞在中なるとき常住地は如何に記入すべ
きや

設問の場合に於て郷里の滞在が短期間なるときは旅行中
と看做し轉住先乙地を常住地とすべきも御來示の如く郷
里の滞在長きに亘り寧ろ當該地を常住地とするを適當と
す

甲地の工場を誠首せられ乙地或は丙地へ行けば就職口あ
らんと目的を以て調査の時旅行中のもの即ち轉住先未
定のもの、常住地如何

自宅の所在地を常住地とすべし但し自宅無き場合は「ナ
シ」と記入すべし

求職の爲短期間旅館、下宿屋等に宿泊し運動中の者の常
住地如何

自宅の所在する市區町村を常住地とす

保釋中の者の常住地如何

自宅の所在地を常住地とす

甲村に歸郷し家屋新築中にして建築落成迄暫時乙町に借
家をなし又は乙町旅館に滞在する者の如きは「調査の時
一應定住して居る場所のある者」として乙町を常住地と
すべきや

御見解の通

一定したる自己の世帯なく常に轉々として他人の世帯を
移動し日傭稼をなすものは常住地全くなきものとして取
扱ひ差支なきや但し其の移動が同一市區町村内に限らる
ゝ場合は其の市區町村を常住地とすべきや

一定せる自己の世帯なく常に轉々として他人の世帯に宿
泊する者の如きは其の移動が同一市區町村内に限らるゝ

する場合もあるべし

某地の甲會社を退き乙會社に轉職せんとする者にして乙
會社の採用未だ決定せざる爲一應歸郷し待機中の場合の
常住地如何

歸郷して居住する市區町村を常住地とす

甲市の會社に就職の爲轉住の目的を以て自宅を出發した
る者會社の採用延期又は不採用の爲一先づ乙町の知人宅
に寄寓したる場合の常住地如何

自宅の所在する市區町村を常住地とす但し自宅なき場合
は乙町を常住地とす

外國に移住の目的を以て自宅を出發せる者渡航手續の都
合上出航迄長期間に亘り或地の旅館に滞在し又は一應自
己の世帯を構へ滞在し居る者の如きものも轉住地を常住
地とするや

渡航すること確實なりと認めらるゝものならば渡航手續
等の爲の滞在は短期間なるべきを以て外國と記入すべし
但し何等かの事情に依り滞在長きに亘り寧ろ當該地を常
住地とするを適當とする場合は此の限に在らず

外國より一時歸國し再渡航迄相當期間内地に居住するも
の、常住地如何

内地居住の期間相當長期に亘り寧ろ其の居住地を常住地
とするを適當と認めらるゝ場合の外は外國を常住地とす

場合たると否とを問はず「ナシ」と記入すべし
自己の親族又は知人の世帯を轉々食客を爲す者あり是等
の者は調査當時現在する場所を常住地と見て差支なきや
設問の如きものは居住の地の不定なるものと認めらるゝ
を以て「ナシ」と記入すべし

住所不定なる者偶々調査の時期の前後數日間或事業主の
世帯に住込み業務に従事したるも其の後何れへか出發せ
んとする場合其の業務に従事したる地を常住地とすべき
や又は不定の取扱を爲すべきや

平常居住する所なき者と認めらるゝを以て「ナシ」と記入
すべきものとす

精神病者にして常に各地を彷徨徘徊する者に在りても一
定したる自己の世帯ある場合は其の世帯の所在する市區
町村を常住地として差支なきや此の場合家出後數年間各
地を移動しつゝありとせば常住地全くなき者として取扱
ひ可なりや

自宅を離れて歸ることなく常に各地を轉々する者は「ナ
シ」と記入すべし

一〇 照 査 表

世帯が二以上の地番に跨る場合は便宜主要なるものを記
入し可なりや

答 代表的地番を記入するも差支なし
 問 二以上の世帯同一地番の場合あり如何に記入すべきや
 答 夫々同一の地番を記入すべし
 問 鑛山の工夫の長屋等にして同一地番に数千世帯あり調査の便宜上同一番地の一、二と記入するも差支なきや
 答 事實何番地の一、何番地の二の如き地番なきときは何番地の一、何番地の二と記入すべからず
 問 町名、地番を附せられざる河川埋立地又は町名地番の不明なる驛構内等に居住する者の記載方如何
 答 事實字名、地番のなきものは「何々埋立地」又は「何驛構内」等と記入すべし
 問 國有林野内に所在する世帯の所在地は國有林野の所在する市區町村字名迄若は「何々國有林野内」と記入し差支なきや
 答 國有林野内にして地番の設定なきものは判明する程度迄例之字名迄判明せば字名迄を記入し更に「何々國有林」と記入すべし
 問 世帯所在地の公定地番なきときは區劃番號を記入し差支なきや
 答 事實公定地番なきものは差支なし
 問 地番なき場合の記入方は如何にすべきや
 答 通名を記入すべし

問 帶の申告書の取扱方及照査表當該世帯欄の記入方如何
 答 調査の時期に甲世帯の世帯員全部が乙世帯に在りたる場合には甲世帯の照査表の記入を抹消して備考欄に「世帯員全部不在」と記入し乙世帯の申告書に來客として申告せしむべし
 問 一世帯全部が區内の他の世帯に入り其の世帯員となりたるときは照査表記入方例示ありたし
 答 移轉したる世帯の記入を抹消し備考欄に「何號世帯ニ入ル」と記入すべし
 問 調査員心得第二十條第三號には備考欄に「區内移轉」と記入すべき旨定めあり記入例には「區内移轉追加」とあり孰れが正しきや
 答 抹消の行には「區内移轉」、新記入の行には「區内移轉追加」と記入せしむべき趣意なり

一一 國勢調査員

問 調査員事故ありたる時新たに任命して差支へなきや
 答 豫備員たる調査員をして調査區を擔當せしむるも猶不足なるときは新たに調査員を任命すべし
 問 調査員任命の最終時期如何
 答 調査員は實査の事務に當らしむるものなるを以て調査員の實査事務完了する迄は缺員ある場合補充を要すべし

問 照査表第二欄の大字名は記入例に示す如く全部繰返し記入を要するや
 答 御見解の通
 問 準世帯中特定の名稱なきものは種類のみを記入するも差支なきや
 答 差支なし
 問 準備調査の際旅館に宿泊なき場合照査表の記入を要せざるや
 答 旅館等は準備調査の際假令宿泊なき場合と雖も照査表第一欄乃至第五欄の記入を要す
 問 住家の軒下又は神社の床下等に於て調査の時期を経過したる乞食等の如き者を發見したる場合照査表第二欄及備考欄の記入方は如何にすべきや
 答 照査表第二欄には住家又は神社の所在地、備考欄には「住家の軒下」又は「神社の床下」等と記入すべし
 問 照査表第四欄申告義務者の氏名は準備調査に於て記入せらるべきを以て調査時期に至り申告義務者不在となりたる場合には之が訂正を要するものなりや
 答 世帯に於て世帯主不在なるときは事實上之を管理する者申告義務者なり從て設問の如き場合は照査表第四欄の記入を訂正すべきものとす
 問 實査現在日時に於て全戸一時的に他の世帯に在りたる世帯に於て世帯主不在なるときは事實上之を管理する者申告義務者なり從て設問の如き場合は照査表第四欄の記入を訂正すべきものとす

問 調査員にして議員候補者又は選舉運動者となりたるものは絶対に解任し之が豫備員たることを認めざるの方針なりや
 答 調査員議員候補者又は選舉運動者となりたることを確認したる場合は絶対に解任し豫備員たることを許さず
 問 調査員解任となりたるとき徽章を回収したる場合の處理方法如何
 答 回収したる徽章は府縣に於て保管すべし
 問 調査員調査期日に至り事故あり他より補充するよりも隣接調査員をして調査せしむる方便なるときは調査區を合併せず二調査區を一人にて擔任せしむるも差支なきや
 答 已むを得ざる場合は差支なきも斯の如き場合には町村吏員をして之を助けしめ一日中に申告書用紙の配付、申告書の蒐集を完了する方法を講ずべし

一二 雜

問 施行令及施行細則中に「帝國版圖」なる字句あり其の範圍を具體的に示されたし
 答 帝國版圖とは内地、朝鮮、臺灣及樺太を指すものなり
 問 棄兒、迷兒、行旅病人等にして口頭申告も爲し得ざる場合の申告書の記入方如何
 答 調査員に於て出來得る限り各事項を調査し申告書を作成

すべし

問 申告書の記入事項を支那語、朝鮮語、英語等又は朝鮮文字、ローマ字等にて記入し差支なきや

答 申告書の記入は日本語を以て漢字又は假名にて爲すべく申告義務者にして其の記入を爲し能はざるときは國勢調査員之を代筆すべし

問 歐文に依るに非ざれば申告すること能はざる者に對しては便宜歐文申告書用紙に記入提出せしめたる後止規の用紙に邦譯淨寫の上提出するも差支なきや

答 差支なし

問 申告書の記入は墨又は黒色インキとあるも萬年筆用インキ(青色)の使用は絶対に不可なるや

答 差支なし

問 申告書を調査員に於て代筆又は淨寫せし場合申告義務者の捺印は之を要せずと解し可然哉

答 調査員が申告書を代筆したる場合には申告義務者の捺印を要し淨寫の場合には申告義務者の捺印を要せず

問 調査員申告書の一部分を代筆したる場合の附記方法如何別段附記するの要なし

問 申告書中世帯主又は世帯の管理者の氏名の下に捺印とあるも事實印章を有せざる者は拇印にても可なりや

答 差支なし

問 調査員の検印は申告書二枚以上に亘る場合最後の申告書に之を爲すべきものなりや

答 御見解の通

問 申告書括数は調査區數と又申告書通數は調査世帯數と必ず一致すべきものなりや

答 要計表に記入すべき申告書括数は地方事務取扱規程第三十六條第二號の括數なるを以て必ずしも調査區數と一致せず申告書通數は調査世帯數と一致すること勿論なり
起臥飲食の設備ある船舶の乗組員にして調査時期前全部上陸し陸上の世帯に於て調査を受け十月一日後出航する場合は紙貼附及調査濟證票交付の取扱を爲すべきや然らざれば入港地の調査員は其の申告濟なることを認識するの途なし

問 例示の場合は便宜赤色方形紙貼附、國勢調査濟證交付の取扱を爲すべし

答 世帯番號札撤去の時期如何

問 調査員の職務執行期間中即ち十月五日迄は撤去すべからず

× × ×

國勢調査員訓練會

國勢調査員は夫々七月二十日付を以て内閣から任命されたので左記日割場所に於て訓練會が開催され、縣から川崎統計課長初め夫々課員が出張、懇切に説明するところあつたが各所とも八〇%以上の出席率で孰れも眞劍味を以て協議研究された。

○水 戸 市

月 日 集合場所 集 合
八月八日 水戸併置校 舊上市
八月九日 水戸併置校 舊下市及舊常磐

○東 茨 城 郡

八月三日 磯濱町役場 大貫、上大野、下大野、稻荷、大場、酒門、磯濱
八月四日 長岡村役場 石崎、吉田、縁岡、川根、長岡
八月五日 小川町役場 上野合、白河、橋、堅倉、竹原、小川
八月六日 中妻村役場 河和田、上中妻、下中妻、山根、鯉淵、中妻飯富、渡里、小松、坪、西郷、岩船、澤山、伊勢畑、石塚

○西 茨 城 郡

八月三日 宍戸町役場 大原、北川根、南川根、岩間、宍戸
八月四日 笠間町役場 南山内、北山内、大池田、七會、笠間
八月五日 岩瀬町役場 西山内、北那珂、東那珂、岩瀬

○那 珂 郡

八月九日 佐野村役場 村松、神崎、石神、川田、佐野、勝田

八月十一日 菅谷村役場 國田、芳野、柳河、五臺、額田、木崎、菅谷

八月十日 湊 町役場 前渡、中野、平磯、湊

八月十二日 大宮町役場 戸田、瓜連、静、大場、上野、大賀、玉川、大宮

八月十三日 小瀬村役場 山方、鹽田、檜澤、長倉、八里、盛郷、野口、小瀬

○久 慈 郡

八月七日 久慈町役場 世矢、坂本、久慈、東小澤
八月六日 太田町役場 機初、西小澤、幸久、佐竹、久米、譽田、太田
八月十日 余郷村役場 佐都、西小澤、幸久、佐竹、久米、譽田、太田
八月八日 中里村役場 郡戸、金砂、世喜、金郷
八月九日 天下野村役場 河内、賀美、小里、中里
八月十一日 大子町役場 山田、染和田、高倉、生瀬、天下野、諸富野、上小川、下小川、袋田、宮川、黒澤、依上、佐原、大子

○多 賀 郡

八月十三日 日立町役場 坂上、國分、河原子、鮎川、日立、助川
八月十二日 榊形村役場 日高、黒前、榊形、豊浦
八月十一日 松原町役場 松岡、高岡、松原
八月十日 磯原町役場 華川、南中郷、磯原
八月九日 大津町役場 關本、關南、平潟、大津

○鹿 島 郡

八月三日 大谷村役場 夏海、沼前、徳宿、大谷
八月四日 鉾田町役場 諏訪、巴、新宮、上島、白鳥、鉾田
八月五日 鹿島町役場 大同、中野、豊郷、豊津、波野、高松、鹿島、息栖

八月六日 矢田部村役場 輕野、若松、波崎、矢田部

○行方郡

八月八日 玉造町役場 玉川、手賀、武田、秋津、現原、立花、玉造
八月九日 麻生町役場 行方、要、津澄、小高、大和、太田、麻生
八月十日 潮來町役場 香澄、延方、八代、大生原、津知、潮來

○稻敷郡

八月九日 朝日村役場 莖崎、岡田、牛久、阿見、奥野、朝日
八月十二日 江戸崎町役場 舟島、君原、木原、安中、沼里、鳩崎、高田
八月十三日 阿波村役場 太田、君賀、江戸崎、古渡、浮島、伊崎、大須賀、阿波、十余島、本新島
八月十一日 長竿村役場 柴崎、金江津、源清田、生板、長竿
八月十日 龍ヶ崎町役場 根本、大宮、長戸、八原、駒柴、龍ヶ崎

○新治郡

八月七日 石岡町役場 新治、志筑、玉川、高濱、三、關川、田余、石岡
八月六日 柿岡町役場 戀瀬、瓦會、葦穂、園部、林、小櫻、小幡、柿岡
八月三日 美並村役場 美並、上天津、下天津、志土庫、安飾、佐賀、牛渡
八月四日 土浦町役場 美並、土浦東、眞鍋、中家
八月五日 藤澤村役場 九重、榮、栗原、斗利出、七會、都和、山ノ莊、藤澤

○筑波郡

八月十日 谷田部町役場 福岡、葛城、小野川、小張、谷田部
八月十一日 豊村役場 久賀三島、板橋、谷井田、十和、鹿島、長崎
八月九日 上郷村役場 眞瀬、島名、旭、吉沼、上郷
八月八日 北條町役場 高道前、作岡、菅間、田水山、筑波、田井、大穂、小田、北條

○眞壁郡

八月三日 下館町役場 小栗、河間、中、五所、伊讚、竹島、下館、嘉田生崎
八月四日 關本町役場 大田、黒子、河内、上妻、關本、川西
八月五日 下妻町役場 大寶、臈波ノ江、鳥羽、上野、下妻
八月六日 大村役場 養蠶、古里、谷貝、長謙、村田、大
八月七日 雨引村役場 新治、大國、樺穂、眞壁、雨引、紫尾

○結城郡

八月十日 結城町役場 絹川、上山川、江川、結城
八月十一日 下結城村役場 山川、中結城、西豊田、下結城、名崎、安藤
八月十二日 玉村役場 總上、豊加美、蠶飼、岡田、石下、豊田、玉飯沼、大形、宗道、五箇、三妻、菅原、大花羽、豊岡、大生、水海道

○猿島郡

八月五日 古河町役場 新郷、勝鹿、岡郷、古河
八月六日 八俣村役場 幸島、櫻井、逆井山、八俣
八月四日 境町役場 香取、五霞、靜、長田、猿島、生子菅、境
八月三日 岩井町役場 森戸、七重、香掛、弓馬田、飯島、神大寶、長須、中川、七郷、岩井

○北相馬郡

八月十一日 守谷町役場 菅生、坂手、内守谷、小絹、大井澤、大野、高井、高野、稻戸井、守谷
八月十二日 取手町役場 山王、寺原、相馬、六郷、小文間、井野、取手
八月十三日 布川町役場 川原代、高須、文、布川、東文間、文間、北文間

國勢調査

部落懇談會を何故開催したか

太田町國勢調査主任 越川保祿
太田町助役

昭和十年十月一日午前零時現在の國勢調査は其の名の如く果して簡易調査なるやの間に對し私は然らずと答へたいと思ふ。何故ならば今回の簡易調査は大正十四年の簡易調査と比較検討すれば其の内容、其の形式に於て格段の改善を來して居る、即ち調査事項に於て「氏名」「男女の別」「出生の年月日」「配偶の關係」の外に新に「常住地」なる一事項が加はり、調査方法に於て一人の事項を記入する所謂個人票を用ひたるを世帯員全部の事項を記入する所謂世帯票を用ふる事に改め、調査結果の編成に於て地方分査を中央集査に改め又政府は既往三回の調査に於て全然地

方交付金を支出せざりしを僅少ながら拾五萬圓を支出したる事などを綜合すれば、名は簡易調査であるとはいへ其の内容其の形式に於ては寧ろ大調査に酷似し、調査事項が少く且簡單であると云ふ以外に如何なる点より見るも大調査と本質上相違がないのである、殊に今回の國勢調査の重要性は昭和五年國勢調査後國力急テンポに發展し、滿洲事變、商品の海外輸出激増、軍需インフレ等にて工業地帯の好景氣あり、他面農村の窮乏、災害頻發は東北地方の冷害、九州地方の旱害、近畿地方の水害等經濟社會事情の顯著なる變化がありがために人の動き、物の動きが

多く其の分布状態にも自ら變化を來したる等々最近五ヶ年間に於ける人口事情には相當推移變遷の跡が窺はれる、かく考へ方今の國情に鑑みるときは大調査に勝るとも劣らない重要な意義と使命とを有するものである。かゝる見地より部落懇談會を左記の通り開催し普く太田町民諸君に訴へより良き成績を收めんと計劃したる次第である。

×
八月七日、自午後八時、小學校講堂(榮町中城町、内堀町、宮本町) 八月八日、全淨光寺(堀町、東一町、東二町、西一町、西二町、壽町) 八月九日、全法然寺、(西三町、東三町、金井町) 八月十日、全自治會館(木崎一丁、木崎二町、山下町)

懇談内容

國勢調査の趣旨並に施行の目的
國勢調査は人口に關する諸般の事情を實地に調査して社會組織や國民生活の實況を審にするものである、其の目的は廣汎であつて行政上、軍事上、財政上、社會

上、色々の施設や計畫の基礎資料を得るの目的である。

人口とはどう云ふ事であるか、人口と申すことは誤解され易い、國民と云ふこととは違ふ。

人口と申すことは場所を制限された一定の地域にすむ人と云ふことである。

我國の人口は大多數の大和民族十外國人我が國の國民は和民族(外國人は入らず)

國勢調査は人口の調査であつて國民の調査ではない。

何故に國勢調査は領土内の外國人まで調べるのであるか

夫れは一つの團體であつて日本内地に住む人の集りを知ることである。

人口が如何なる單位より成り立つか、如何なる原因に依りて變化するや。

人口の統計は各種社會統計の根本基礎である。

例へば調査の結果得る人口統計は國家地方を通じ選挙區の設定、議員定數の標準に用ひらる、太田町は今日議員定數拾八人なるも本秋調査の結果人口一萬人を

突破すれば議員定數廿四人となるのである。

或は警察行政の指針となり、或は補助金交付金の分配上の基準となる、又經濟的には生命保險事業經營の基礎たる生命表の資料となる、本月六日發表内閣統計局の國民の壽命に就ての調査に昭和五年國勢調査の結果では死亡率の一番ひどいのは乳兒(一才未満)で千人に對して男兒は百四十人女兒は百二十四人で赤ちやんの一割強は死亡すると云ふ驚くべき數字を示して居る、この赤ちやんの死亡率は年齡と共に漸次低下して男は十一才で千分の二女は十才で千分の三と云ふ割合で人生中最も生命の安全は十才前後と云ふわけである、男女共に二十才頃は又死亡率がぐんと上つて約千分の十と云ふ様に高騰してゐる。

三十才では男は千分の七・四女は千分の八・九で四十才では男は千分の九・六女は千分の一〇・一であるがさすがに人生五十才の聲をきくと共に男は千分の一七・五女は千分の二二・六とピツチを上げ六

勢ひ失業救済問題、移民問題が起つて来る。

日本人は年々約九十萬人殖える。

移民は二萬人に過ぎず又歸國移民が多い昭和五年の國勢調査では在内地朝鮮人が四十萬人である。

日本の人口増殖を移民に依り解決するは困難である。

最近滿洲に於て日本移民は制限された、日本移民の將來は困難である、幸に滿洲國に移るものがあるであらう既に武裝移民は四回である、今では滿洲移民も困難である。

南洋アルゼンチン方面の移民を開拓するより他途がない。

日本の産業は人口を養ふことが出来るであらうか。

必然的に起る問題は、産業を發達せしめ職業を授け日本人口を支持して行くことであると云ふ様に國勢調査は國策の基礎資料となる最も重要な使命を帯ぶるものである。

- 一、國勢調査の時期 (略)
二、國勢調査の事項 (略)

三、調査の方法 (略)
四、國民の協力 (略)
五、申告書記入心得

表に依つて詳細説明(出席者には記入心得票を一人毎に渡す)
結果より見て

國勢調査の部落懇談會は選挙肅正部落懇談會と一所に催しいつと選挙肅正懇談會の後に話をするために毎晩九時—九時半過ぐる頃より開催いたすことになる、來會の方々にハハ御疲れの上に統計と云ふ様な細かいお話をするのでから迷惑とは存するが皆様が御熱心に御聞き下さるから當局も自然お話をするに張り合ひが出る、然し時間がないのと夜更けになるので途杜撰に流れ易いのである、それ故に不徹底のそしりはまぬかれない、又舊お盆前のごで聴衆はどこの會場でも百二三十人であつた、即ち太田町一千九百戸の四分の一以内に過ぎぬのは遺憾に堪へ

十才では男は千分の三九・〇女は千分の四二と急に増加してゐる、この數字から見ると總べて男より女の方が長命であることを物語つて居る、幼年から老年にかけて大正十四年の調査よりは千分の一乃至二の死亡率が低下されて居るのは國民保險衛生の向上を反映せるものでよろこばしき現象である。

事業經營の場合、電氣、水道事業の經營に當りては人の動きを見る必要がある、人口の減りつゝある或は變化の少ない地方ではこの事業は見込がない。人口は貨幣鑄造の基礎となる、人口を調べないで貨幣を鑄造すれば其の結果は亂造となり、貨幣價值が下ることになる。教育關係の統計に於ては兒童の就學率が分る人口の總數に對する小學兒童の關係が分る。

同様に犯罪統計も生れて来る。人口問題が起る、年々九十萬人殖殖える人口を増殖と、過剩を如何にするか。人口を増殖と、過剩を如何にするか。人口の増殖が其の國の産業より多ければ

ない、従つて十二分の効果は收めたいとは信じられないのであるが只部落懇談會に御出席の方々ははいづれも一騎當千の御仁であるから之等の方々から缺席の皆様をそれくお傳へ下さることを深く信じ御多忙中御出席の方々に對し厚く感謝の誠意を表し謹しんで最後に一萬町民の御健在を誌上を以てお祈りいたす次第である
八月十一日稿

西蓮寺の法會變更
行方郡玉川村西蓮寺に於て例年行はるる法會期日は恰も國勢調査直前に差懸るので左記の通り法會期日を變更して人口分布の常態激變を防止することになつた
記
變更法會期日
自九月二十一日至九月二十八日



安藤知事訓示要旨

本日ハ本縣ノ選舉肅正日デアリマシテ、選舉肅正宣誓式其ノ他ノ行事ガ縣下官民總動員ノ下ニ一齊ニ行ハレテ居ルノデアリマス、私モ今早朝縣選舉肅正委員代表者、縣會議長、市長、町村長代表者並各郡選舉肅正會長等ト共ニ官幣大社鹿嶋神宮ニ參拜致シマシテ選舉肅正ノ達成ヲ祈願シ、只今歸廳シタ所デアリマス、此ノ極メテ意義深キ日ニ當リマシテ、選舉肅正ニ關シ一言所懐ヲ申述ベ、特ニ諸君ノ考慮ヲ煩ハシタイト存ズルノデアリマス。

選舉界の積弊を一掃すべく縣命に努力しつゝある安藤知事は八月二十日本縣の選舉肅正日に當り縣肅正委員と打ちつれて官幣大社鹿島神宮に肅正の祈願をこめ歸廳後廳員を縣廳正廳に集めて大要左の如き訓示を與へた、尙ほ此の日、水戸市をは縣下各地しめに於ても夫々神前に祈願をこめ肅正の大行進を行つた。

去ル六月以來我國ニ於テハ朝野學ツテ多年ノ積弊タル選舉界ノ宿弊打破ノ爲ニ此ノ種運動トシテハ會テ前例ナキ大規模ノ國民的運動ガ行ハレツツアリマスコトハ、諸君モ既ニ御承知ノ通デアリマス。議會政治ノ根幹ハ一ニ選舉ニ在ルノデアリマシテ之ガ自由公正ニ行ハレマスコトハ、議會政治運用ノ上ニ於テ最重要ナコトハ、茲ニ申ス迄モナイコトデアリマス。然ルニ我國選舉界ノ實績ヲ顧ミマシテ、益々深刻トナル傾向ガアリマス爲ニ憲政施カレテ既ニ五十年ヲ閱スル今日ニ至リマシテ今更ノ如ク聲ヲ大ニシテ選舉肅正ノ運動ヲ行ハナケレバナラヌコトハ誠ニ遺憾トスル所デアリマス。斯ノ

如キ選舉界ノ汚濁ハ延テ政治ノ明則性ヲ缺クニ至ルコトハ必然デアリマシテ、爲ニ最近動モスレバ、議會政治其ノモノニ對シテスラ、兎角ノ論ヲ爲ス者アルヤニ聽クノデアリマス。然シ議會政治ハ畏クモ明治大帝ノ欽定アラセラレマシタ大日本帝國憲法ニ基クモノデアリ、又現在ニ於テハ議會政治ニ優ル政治形態ハ、先ヅ以テ見當ラマノデアリマシテ議會政治ヲ維持發達セシメ、之ヲシテ有終ノ美ヲ濟サシムコトハ、國民ノ等シク遵守スベキ義務デアルト共ニ政治運営ノ上カラモ絕對ニ必要ナコトデアリマス。而シテ議會政治ト選舉トハ前ニ申ヒゲマシタ様ニ相關的ノモノデアリマシテ選舉ガ肅正サレナケレバ議會政治ノ完璧ハ到底庶幾シ得ナイノデアリマス。

萬一不成功ニ終ル様ナコトガアリマスレバ、選舉ノ肅正ハ最早期待シ得ラレナイトサヘ言ハレル人々ガ相當ニ多イ現狀ヲ見マスレバ、今回ノ選舉肅正運動ハ、實ニ議會政治ノ將來ヲトスルモノデアリ延テ憲政其ノモノノ消長ニモ非常ニ影響スルモノト考ヘラレルノデアリマスカラ、國民ハ深く過去ヲ反省シ、相率キテ此ノ運動ニ協力シ選舉ニ當リマシテハ自由公正ニ之ヲ行ヒ、以テ大政翼賛ノ誠ヲ竭サナケレバナラヌノデアリマス。

祈願

虞ミテ官幣大社鹿嶋神宮ノ大前ニ白ス吾等選舉界ノ積弊ヲ一掃シ純正公明ナル選舉ヲ實現シテ國家ノ興隆ヲ圖ラムカ爲夙夜焦心苦慮シ既ニ人事ヲ盡シタリト雖尙且及ハサルモノアラムカラ思ヒテ兢々タリ伏シテ願ハクハ赫々タル肇國武神ノ神靈 吾等ニ無邊ノ冥護ヲ垂レ給ヒ來ル九月ノ縣會議員選舉ニ際シ縣民相率キテ地方自治有終ノ美ヲ濟ス道ヲ懲ラス以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ルニ遺憾無カラシメラレムコトヲ齋戒沐浴恭シク祈リ奉ル

昭和十年八月二十日

茨城縣知事 安藤 狂 四郎

本縣ニ於テハ縣選舉肅正委員會が組織サレマシテ以來、舉縣動員ノ大運動ヲ展開致シタノデアリマスガ幸ヒ講演會、部落懇談會等ヲハジメトシ其ノ他今日迄ニ行ハレマシタ肅正運動ハ、何レモ豫期以上ノ成績ヲ收メ、選舉肅正ノ趣旨ガ良ク縣民ノ間ニ徹底致シマシタコトハ、寔ニ同慶ニ堪ヘヌ所デアリマシテ、直接間接其ノ局ニ當ラレタ諸君ノ勞苦ニ對シ、深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

政ノ基礎危フシトサヘ叫バレル今日ニ至リマシテハ從來ノ如キ生温イ手段デハ多年ノ宿弊ハ到底芟除サルベクモナイノデアリマシテ、爲ニ今回ノ如キ眞ニ舉國的ナ肅正運動ガ澎湃トシテ起ツタノデアリマス。

諸君ニ於カレテハ、此際一層肅正運動ニ奮勵セララルト共ニ日毎ニ迫リツツアル縣會議員選舉ニ關スル事務ニ就キマシテモ、直接間接タルヲ問ハズ周到ナル注意ヲ以テ遺憾無キヲ期シ、尙選舉ニ當リマシテハ、躬自ラ之ヲ公正ニ實踐シテ、縣民ノ儀表トナリ神靈加護ノ下ニ相倚リ相扶ケテ理想ヲ實現シ、他府縣ニ先ヅシテ、今回ノ運動ノ成果ヲ美事ニ收メラレムコトヲ望ム次第デアリマス。



見たま、聞いたま、

千葉縣下視察の感想

那珂郡佐野村 統計主任 根本富男

千葉縣下の統計優良町村たる飯野村並に御宿町の視察を誌上を借りて見たま、聞いたまの感想を申述べ皆様に御報告致すと同時に今後の統計事務刷新改善の資に供したいと思ふ。

誠に有意義の視察

「百聞は一見に如かず」と言ふが全く意義ある視察であつた、他縣を見て初めて自分の村の調査方法や書類の整備不徹底の處がよくわかる。

書類の整備に一驚

先づ視察目的たる飯野村と御宿町

講話やら座談會やらで寝る目もねずに努力したそうだ、しかしその報るで只今では統計の頭文字を見ただけで統計の必要なる事柄が一般に認識せらるゝ様になつたと言ふことである。

會議は月一回

調査員の指導訓練は毎月一回必ず施行する事になつて居る、そして集計表の作製とか米生産統計の基準票調製に當つては會議の外に約三十日位調査員を招集して役場で主任と一所に製票して全然誤謬の無い様にして居るそうだから全く指導訓練には抜目がない。

懸命に努力せん

中里村調査員 双葉生

「茨城統計」生れて未だ日が浅いが號を趁ふて面目彌々革まり、斯道にたづさはる吾等は、正に海上に於ける燈臺其のものにも比し、絶好の指針として

を訪ねた處、理事者と主任者が快く迎へてくれ、直に一室に案内さるゝまゝに後をついて行くと會議室には待つて居ましたと言はん許りに統計調査の材料資料其他諸帳簿が山と積まれてあつた、此の整備した書類を一目見ただけで良く出来てをるなと言ふ事が第一に判つた。

至れりに盡せり

そして調査員の實地調査と言ひ、又資料の提供と言ひ、一言半句の申分がない、實に調査員の熱心眞面目さには恐縮の外ないがそれも局に當る町村の

愛慕措く能はざる所である、本誌を手にし今回表彰の光榮に浴せし各位の多きに感激し茲に駄文を草し一調査員としての所懐を披瀝し併せて各位の指導と鞭撻とを乞ひ仍て以て精進是務めんとするものである、社會萬般の施設計畫尚より一として統計に俟たざるなきは喋々を要せず、而して其の調査の如何に重要性を帯びその表す所精密正鵠を得たるものたらざる可らざるや言を待たない、殊に輓近社會生活の複雑化に伴ひ調査年と共に繁雜多岐を加へ調査員の職責愈々重大なるものあるを痛感せざるを得ないが、昨秋政治問題化する米豫想收穫高云々の如きは我等の以て甚だ遺憾とせし所、吾人必死の統計も時に於て斯の如き運命に遭遇するかと思へば深く愧ぢ且つ戒しめねばならない、思ふに統計は一般社會人の認識と理解とに俟つなくんば得て覺められない、我等は須く統計思想普及に専念し以て統計事務の完璧を期せんとす

理事者と主任者の指導の宜しき結果だと思ふ、全く至れりに盡せりだ。

精神優遇が一番

調査員の優遇と言ふ事に就て水を向けると理事者の曰く、或程度迄は手當も必要だが第一精神的優遇方法が一番だと言ふ、調査員には年手當十二三圓から二十四五圓位であるが精神優遇では遠く本縣の及ぶ處でない、調査員は町村の名譽職と同じ待遇をなし、賦役人夫特免と言ふ恩典等もあるから全く調査員の優遇は本縣で見える事が出来ない。

統計思想の普及

統計思想の普及に就て聞いて見ると今では一般町村民が自覺して全然普及の要を認めないと言ふ事だが之れ迄にした理事者や主任の苦心には誠に涙ぐましい話しがある、初めて普及する時は毎日毎夜吏員總出て各部落に出張し

るものである、本村には曩に統計主任鶴田氏の表彰されたるあり、今亦調査員鈴木國一郎氏の此の光榮に浴するあり、兩氏の榮譽は固より共に我等の名譽とも謂ふべきである剩へ縣下統計界に群鶴の一鶴然たる模範村賀美の隣接する恵みあり、吾人は大いに意を強うし責任の重大なるを認識し、採長補短切磋琢磨、他調査員と協力以て眞の統計を作り、よりよき茨城、明るき日本建設の資料提供に懸命の努力を吝まざらん事を誓ひたい。

筑波統計調査員會

筑波郡筑波町統計調査員會は八月十七日開會、全員出席、米生産統計基本調査ノ件米作農家調査、秋蠶豫想掃立數量調査等各件を附議した



盛會を極めた

統計事務講習會

町村長其他講習生八百

本縣主催第十四回統計事務講習會は去る七月三十日より三日間涼味真斜の那珂郡平磯尋常高等小學校に於て開催された第一日は川崎統計課長の挨拶により開會、次いで統計協會々長たる山本總務部長から懇篤な訓示があつて、直ちに開講、内閣統計局より招聘の講師友安統計官の國勢調査及人口統計に關する三日間に亘る熱心懇切な講義があつた、講習生は七百四十六名の大多数で町村長、助役等八十余名を算し本會開設以來嘗てなき盛會を見たが、ために盛夏の平磯は一段の賑はひを呈した、講習證書授與者数を郡市別に示せば次の通りである。

郡市名	申込者數	出席者數	講習證書授與者數
水戸	1	1	1
東茨城	13	2	2
			(X) 10
			3
			1
			1
			1
			1
			1
			1
			1
			1
			1

西茨城	1	2	1	3	5
那珂	1	1	1	3	3
久慈	1	1	1	3	3
多賀	1	1	1	3	3
鹿島	1	1	1	3	3
行方	1	1	1	3	3
稲敷	1	1	1	3	3
新治	1	1	1	3	3
筑波	1	1	1	3	3
真壁	1	1	1	3	3
結城	1	1	1	3	3
猿島	1	1	1	3	3
北相馬	1	1	1	3	3
合計	1	1	1	3	3

統計と親の教へに無駄はなし
進む文化に正しい統計



各統計雑信

調査員諸君
何なりと奮
つて御通信
を願ひます

統計主任者派遣

内閣統計講習會に

本協會の事業として本年度から市町村に於ける優良統計執務者養成のため内閣統計講習會出席者に對し一部旅費の補給をなし派遣する事になつたので左の如く選拔の上去る七月二十二日から東京市本郷區東京帝國大學工學部新館大講堂で開かれた第十七回内閣統計講習會に出席せしめたが二十日間に亘る講習も八月十日を以て終了孰れも講習證書を受領して歸郷した。

- | | | |
|-----------|-----|----|
| 西茨城郡岩間町書記 | 宇都野 | 久三 |
| 鹿島郡大同村書記 | 大崎 | 健爾 |
| 新治郡新治村書記 | 小倉 | 茂 |

結城郡水海道町書記 小島 久一郎
尙講習科目は次の通りであつた。
△一般統計△人口統計及國勢調査△労働統計△經濟統計△産業統計△數理統計△統計實務△經濟學△憲法及行政法△財政學

學事年報査閲

學事年報乙款及諸表査閲は八月十六日より同月二十三日迄の間に於て市町村學事擔任吏員の集合を求め、縣統計課より各擔當者が出張、それ/、携帯せる昭和九年度市町村歳入歳出決算書又は精算書、昭和九年度學事年報(本年四月報告)昭和八年度學事年報(八月報告分)私立學校圖書館等に關する

昭和九年度歳入歳出決算書又は精算書に依り細密なる査閲を行つた、査閲日割左の通りである

郡市名	集會場所	査閲月日
東茨城	茨城縣廳	八月十六日
西茨城	茨城縣廳	八月十七日
那珂	茨城縣廳	八月十九日
久慈	茨城縣廳	八月二十日
多賀	茨城縣廳	八月二十一日
鹿島	銚田町役場	八月十六日
行方	行方郡議會	八月十七日
稲敷	茨城縣廳取締所	八月十九日
新治	土浦小學校	八月二十日
筑波	筑波郡元自治會館	八月二十一日
眞壁	眞壁郡元自治會館	八月二十二日
結城	結城郡元自治會館	八月二十二日
猿島	猿島郡元自治會館	八月二十三日
北相馬	北相馬郡元自治會館	八月二十三日
水戸	茨城縣廳	八月十六日

鹿島統計調査員會

鹿島郡沼前村統計調査員會々議は八月十五日同村役場に開催、縣統計課よ

多賀南部

學事統計研究

多賀郡南部學事統計事務研究會は八月中報告すべき學事年報乙款及諸表に關し製表並取調上に付研究の爲八月十五日高村役場に於て開催され縣より同郡擔任の成瀬屬が出席した、午前九時豊田同會長の開辭に依り開始し成瀬屬より學事年報乙款諸表の性質及各諸表の製表並記入上に付詳細説明し質疑に答へ午後十二時十分閉會した。出席者は左の通りである。

坂上村大江書記、國分村鴨志田書記、河原子町大川書記、鮎川村益子助役、久下谷書記、助川町長山書記、日立町小澤書記、日高村豊田村長、佐藤書記、豊浦町國井書記、楯形村山書記、黒前村弓野助役

那珂西部研究會

那珂郡統計事務研究會西部支部では七月八日全郡薩鄉村役場に於て統計事

務研究會を開き縣統計課より川崎統計課長、渡邊屬が臨席、午前十時大森薩鄉村長の開辭について川崎統計課長より統計に就ての一場の挨拶あり、それより會議に移り、渡邊屬から縣提出の農林統計につき詳細説明の後質疑應答を重ね何れも熱心に研究された、出席者は左の如し

薩鄉村長大森大次郎、全収入役青木甚之介、全書記青木金之介、全小室政雄、全飯田朋春、葛西信雄、全岡山信雄、全高部祐一、小瀬村書記橋本信雄、大宮町書記阿久津佐之介、瓜連町囑託龍崎由之介、上野村書記萩谷品之、靜村書記寺門一郎、全川上千代臣、大場村書記三村市太郎、玉川村書記寺門幸夫、大賀村書記大森健太郎、山方村書記根本孫次、鹽田村書記岡崎輝吉、野口村書記西村勝太郎、長倉村書記大森一之、八里村書記田澤壽、檜澤村書記岡崎四郎

北郡東部研究會

北相馬郡東部統計事務研究會は七月

町村統計主任異動

(上は新任 弧括内舊)

昭和十年六月十七日 筑波郡谷田部町 鈴木米藏 (中村豊之助)
 昭和十年八月一日 筑波郡小田村 (鴻巢重太郎)
 昭和十年八月十六日 筑波郡高名村 (木村郁之助)
 昭和十年六月二十七日 新治郡土浦町 荒木米吉 (船串 艶吉)
 六月三十日 鹿島郡徳宿村 鎌田正夫 (山崎 哲男)
 七月一日 東茨城郡縁岡村 森田久一郎 (小林 重治)

統計調査員異動

(上は新任 弧括内舊)

七月六日 新治郡新治村 岩田清衛 (小貫 忠之)
 七月八日 筑馬郡森戸村 倉持伴作 (倉持喜三郎)
 七月一日 北相馬郡大井澤村 野口長松 (須賀 義雄)
 飯田富 (出野 仙吉)
 笠見三郎 (寺田伊三郎)
 七月十日 行方郡要村 千ヶ崎一郎 (千ヶ崎惣平)
 七月十五日 那珂郡薩鄉村 小室政雄 (岡崎 光)
 八月三日 新治郡眞鍋町 久松信一 (小野 勇)

り同郡擔任の齋藤囑託が臨席、午前九時、林沼前村長の開辭に次いで齋藤囑託より同村統計事務の状況並統計調査員の活動等に付注意及激勵したる後、縣提出の指示、注意事項を述べ續いて村提出の會議事項に就き農林商工統計報告規則取扱細則に基いて米生産統計調査を主とする各種調査方法に對し詳細に涉り説明並調査上に於ける諸注意を爲したる上、質疑に答へ更に引續き國勢調査に關し協議を遂げ双方共極めて熱心に研究して午後一時十五分閉會した。

當日の出席者は左の通りである。
 (縣統計課) 齋藤囑託、△沼前村長林猛三郎、助役海老澤藤之助、書記清水四郎、同小沼壽雄、調査員篠原靜、宇野八三郎、藤枝誠三、川澄富之助、江幡早苗、江幡參衛、長谷川保雄、林恭種、林恭一、小沼富壽、小橋一郎 加藤鐵造、石川傳七郎、海老澤松之助、堀田源藏、川崎卯之吉、林敬三、高根澤清男、畠井與、關水正治

六日文村役場に開催、縣統計課より郡擔任の菊池主事補が臨席した、午前十時三十分文村統計主任の開辭に次で菊池主事補より縣提出の會議事項に依り指示及説明あり、尙當日は戶籍會をも併會したるを以て人口動態調査小票の作成上の注意等ありて午後一時三十分閉會した。出席者左の如し。

高須村飯岡助役、杉山書記、川原代村飯田書記、下妻書記、北文間村加藤書記、來栖書記、文村海老原書記、篠崎書記、布川町林助役、石塚書記、文間村大野助役、寺田書記、東文間村山中助役、坂本書記

寄贈圖書

昭和九年 米麥統計 いしずま(八月號)
 昭和八年 香川縣勢一覽 香川縣
 昭和八年 香川縣統計書(自一編至五編) 香川縣
 昭和八年 山口縣勢一斑 山口縣
 昭和八年 岡山縣統計年報 岡山縣
 昭和八年 關東局管内現住人口統計 關東局
 昭和八年 埼玉縣統計書 埼玉縣
 昭和八年 農林統計グラフ 農林大臣官房統計
 昭和八年 京都府統計書 京都府
 昭和八年 朝鮮の人口統計 朝鮮總督府

香川縣 福岡縣統計協會
 香川縣
 山口縣
 岡山縣
 關東局
 埼玉縣
 農林大臣官房統計
 京都府
 朝鮮總督府

昭和八年 群馬縣統計書 群馬縣
 第五卷(七月號) 資源局
 昭和九年 蠶絲類及眞綿統計表 農林大臣官房
 昭和九年 福岡縣の戶數及人口 福岡縣總務部
 昭和八年 長野縣統計書(自三編至七編) 長野縣
 昭和八年 國勢調査報告(香川縣) 内閣統計局
 昭和五年 國勢調査報告(石川縣) 内閣統計局
 統計速報 岡山縣總務部統計
 古里村勢要覽 眞壁郡古里村
 大阪府統計書 大阪府
 群馬縣統計書 群馬縣



歌短

丹 四郎選

題「初秋雜詠」

賞 行方郡武田村 高柳 正
藻荇舟ここだ浮べる湖の面に秋淺き日のががやきにけり
蘆むらのま近に浮きて鳴く鳩の静けき波にゆられつゝるる
秀 逸

筑波郡大穂村 柳町 涼風
産土の秋の祭も近づきて今朝裏畑に牛蒡堀りにけり
北相馬郡高野村 倉持 香郵
朝霧のいまし晴るゝか谿川の瀬の音にまじり鳴鳴くきこゆ
猿島郡幸島村 小倉 宮市
秋茄子を盛れる目笹の古りにしを殊に愛でつる母にて在す
稲敷郡太田村 五十嵐 康尊
山家の日ざし閑けし庭先に赤きもろこし干し並べあり
行方郡武田村 境 勇
穂にいでし稻田の上の電線に來て鳴く百舌鳥の高音透れり
稲敷郡生板村 大野 芳雄
月さえてうつるもの影あり〜と秋明けき夜となりけり

坪庭の松の根本に鳴く虫のこゑととのへる昨日けふかな
幽なるものにぞ見つれ晝の月秋立つけふの空の碧に
夕河岸の明り親しみたもとほる土手の薄も穂にいでにけり

次回課題 「秋雜詠」「收穫」十首以内
宛名 茨城縣廳内統計協會
締切 十月二十日



題「蟬」「青嵐」

前田 猶 春選

○ 稲敷郡太田村 五十嵐 康尊
○ 蟬の聲ラヂオにまじり聞えくる
○ 行方郡武田村 境 谿水
○ 葦原の青嵐とは なりにけり
○ 那珂郡木崎村 小泉 古山
○ 朝蟬にももの干す庭の晴れてゆく
○ 行方郡玉造町 かすみ
○ 朝あれの俄かに晴れて蟬の時雨

新治郡志士庫村 山口 義道
山傍の開墾畑のもろこしの葉すれかそけく秋さりにけり
行方郡手賀村 會根 健
秋淺き夜のウインドに咲き明る夕顔の花にしばし見惚れぬ
北相馬郡菅生村 倉持 保光
飛行機の姿消えゆく空の果て地の果すみて秋しづかなる
鹿島郡中野村 大川 貞
朝戸出の庭への草に置きまさら露ふりこほつ風の清しさ
行方郡武田村 境 草風
五風十雨なべての作に恵まれて秋の稔りぞ豊なりけり
多賀郡南中郷村 緑川 欣一郎
草むらに鳴く虫のこゑきよ〜つゝ月の明りにたゞすむわれは
鹿島郡沼南村 川澄 春暢
夕露のひかりひそけき脊戸庭の草にこもりて鳴く虫のこゑ
行方郡玉造町 大和田 霞舟
魂棚の灯かけも何時か消え果てぬ亡き兒の夢に覺めし眞夜中
北相馬郡東文間村 堀越 正直
風吹けばさざ波立つる池の面に影をみだして咲ける秋萩
北相馬郡大野村 吉田 秋情
湯上りの眼に涼しくも揺れにつゝ暮れさきの庭の夕顔の花
久慈郡小里村 沼田 松元
客去りし後の閑けさ店先の柳を吹ける初秋の風
那珂郡芳野村 綿 紡

○ 行方郡玉造町 大和田 霞舟
○ 岩をかむ波のしぶきや青あらし
○ 鹿島郡沼南村 川澄 春暢
○ 夕蟬や近き森より子守唄
○ 西茨城郡大池田村 高野 高亮
○ 鳴く蟬にゆく曙の山路かな
○ 新治郡志士庫村 山口 義道
○ 蟬鳴いて夕まぐれなる吾が家哉
○ 行方郡手賀村 會根 健
○ 寂しさや古寺に鳴く朝の蟬
○ 鹿島郡諏訪村 石崎 勘次郎
○ 晝の蟬聞きつゝねむるやぐらかな
○ 北相馬郡菅生村 倉持 保光
○ 雷鳴やしばしやみたる蟬の聲
○ 稲敷郡阿見村 村山 三笑子
○ 満山の雨晴れわたる蟬涼し
○ 新治郡瓦會村 増子 よし
○ 蟬涼し樹の影澄める涼
○ 北相馬郡高野村 倉持 香郵
○ 山莊の晝しつかななり蟬の聲
○ 行方郡延方村 黒須 一雅
○ 蟬鳴くや杣の寝て居る松の下

光り落つる岩の雫や青嵐 高部 樂風
 籬越しに見ゆる社や青あらし 青木 青風
 谷ぞこに水汲む人や青嵐 春 泉
 汲み置きの水くさりぬ蟬時雨 柳町 涼風
 愛し子や帽子に蟬をおさへたる 北相馬郡大野村 吉田 秋情
 書にうみて心うつろや蟬時雨 筑波郡島名村 宮本 青禾
 蟬鳴くや書院の窓に陽の匂 鹿島郡豊郷村 石津 思水
 青東風のみなぎ 筑波郡久賀村 關野 玄月
 青東風やくるまの後の砂ほこり 北相馬郡東文間村 古琅 庵 宵雪
 青東風や蠶蕙 洗ふ堰の水 新治郡七倉村 木村 隆雄
 大利根を渡れば高し蟬の樹々 行方郡武田村 堀 草 風
 寺山の蟬なつかしき歸省かな 西茨城郡北川根村 萩 沼 白 鷗
 まろふどに晝餉の膳や青嵐 鹿島郡中野村 大川 貞
 握り來し兒の蟬なかなりにけり



柳川

山中 緋郎 選

題「國勢調査」
(十 秀)

神戶市須磨區 須磨 浦人
 失踪の倅へ觸れず 調査員 猿島郡幸島村 小倉 破空木
 妹の配遇死別と書くつらさ 西茨城郡北川根村 白 鷗
 申告書山の小屋へも配付され 行方郡武田村 堀 草 風
 三夫婦並べて誇る 申告書 行方郡武田村 堀 谿 水
 出産へ名ツケズと書く申告書 東京市日本橋區 榎 太刀丸
 路地の子を邪魔に國勢調査員 筑波郡島名村 鯉淵 浩花
 坊やの名始めて書いた申告書 行方郡玉造町 出久根 とき子
 調査員妾へ少し口が過ぎ 横濱市磯子區 平井 痴翁
 亡くなつた子に泣けてくる申告書

青嵐楫にしたる雫かな 行方郡玉造町 出久根とき子
 蟬鳴くや納屋にかぶさる大榎 同 武田村 鳥次 ゆた香
 雨あがり來て蟬一つさわやかに 同 同 同
 青東風や大沼一つ陽を弾く 同 玉造町 出久根 曉翠
 蟬鳴くや茶屋の日覆の古幟 同 同 同
 人靜かに蟬聴く會のテント哉 同 同 同
 高樋をこほるゝ水や蟬の聲 同 同 同
 (賞) 行方郡玉造町 出久根 曉翠
 蟬鳴きて僧房くらし朝餉かな 同 同 同
 (賞) 猿島郡幸島村諸川 小倉 宮市
 青東風や声の葉先のやごの殻

次回課題 『案山子』『柿』

締切 十一月一日 用紙 半紙二ツ折十句以内
 宛名 茨城縣廳内統計協會宛 賞 秀逸に粗賞を呈す

新義州 宮崎 一 裸具
 (五 客) 國調へ妻外出をしつゝこい
 京 城黄金町 小島 大口坊
 木賃宿出入に悩む調査員 那珂郡柳河村 木内 咲久
 盛り場は調査の宵へ物淋し 東京市目黒區 雄野 鳴鳳
 有の儘申告するすにこの騒ぎ 大阪市西成區 葵 徳三
 内縁のまゝで淋しい申告書 長野 榮村 小林 琴の舎
 國調へアジトも共に書かせられ 行方郡玉造町 出久根 でく坊
 (人) 菊を褒め子を褒め國勢調査員 行方郡武田村 鳥次とり坊
 (地) 調査員額と年とを見くらべる 神戶市兵庫區 尾野 摩耶坊
 (天) 調査員別な暮しを覗かされ

次號課題 「決算」葉書二人五句以内
 〆切 十月二十日 宛名 茨城縣廳内統計協會
 賞 三才粗賞を呈す

選舉肅正は國家的大運動となつて進展する、國勢調査は既に豫習も終つて本格的な活動にはいる、夏から秋へかけて身邊とみにざわめきを覺えた、そのざわめくなかで作りあげたのがこの九月號だ。

けれども『統計は國是の基礎なり鏡なり』といふのだから、世のざわめきなどに捉はれてはならぬ、正しき數字で國を活かすのがわれわれの務めだ——統計關係の皆さんと共にさうした氣持は寸時も忘れないうつもりだ。

前號誌上から發表した國勢調査の縣人口豫想は、意外の興味をそそつて、豫想の『はがき』が、續々と舞ひ込んでゐるが、いよゝ募集締切は近づいた、どなたでもいよから隣保誘ひ合つてドシゝ應募して下さい、之れもざわめく中に、所謂忙中閑ありといふものか。

讀者諸君からの投稿は號を追うて益々多きを加へつゝある、編輯者たる私の大いに喜びとするところであるが、屢々いふ如く茨城統計は諸君のものである『御自分のものだ』といふお考で一層可愛がつていたきたい、そしてつとつと材料を共に恵んでいたきたい。

投稿は別に規定を設けておきませんが、成るべく一行十七字詰めに願ひたい。

—富岡如夢—

茨城統計と

廣告の効果

「茨城統計」は縣下三百八十ヶ町村及び各市町村の統計調査員三千九百名は勿論縣下各種團體、會社、工場等に配付し、中央各省、道府縣へも漏れなく配付するものにて廣告の効果偉大なるものがあると信じます。

□本誌廣告料金は左の通りです。

特別 一頁(表紙裏表) 金貳拾圓
半頁(同) 金拾五圓
普通 一頁 金五圓
四分ノ一 金參圓

□同一廣告を引續き二回以上のときは、一割五分、五回以上のときは二割の割引をします

□廣告に寫真挿入又は木版を要するものは其の費用を別に申受けます

□廣告料は前納に願ひます

茨城縣廳

茨城縣統計協會

昭和十年九月十三日印刷
昭和十年九月十五日發行

(隔月一回十五日發行)

一部金拾圓

水戸市北三ノ丸茨城縣廳

發行所 茨城縣統計協會

編輯人 川崎末吉

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷人 柴末吉

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷所 柴印刷所

水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内

發行所 茨城縣統計協會